

令和3年10月8日

午後7時～オンライン開催

## 令和3年度第1回（仮称）セーフティーネットについて検討する部会 次第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議 事

#### （1）区のセーフティーネットの現状および調査事項について

- ①高齢者見守りに関するネットワークの現状
- ②行方不明に関する区内の統計等
- ③社会福祉協議会「せたがやはいかいSOSネットワーク」の現状
- ④認知症損害賠償保険について

#### （2）その他

#### 配付資料

- 資料1 （仮称）セーフティーネットについて検討する部会 委員・アドバイザー・パートナー名簿
- 資料2 「世田谷区高齢者見守りの取り組み」リーフレット
- 資料3 「せたがやはいかいSOSネットワーク」リーフレット
- 資料4 令和2年度世田谷区高齢者見守り協定連絡協議会及び消費者安全確保地域協議会（令和2年11月16日書面開催）資料 一部抜粋
- 資料5 行方不明通報時対応フロー
- 資料6 見守りネットワーク施策に関する各種統計
- 資料7 警視庁の統計（令和2年）（第113表～第116表抜粋）
- 資料8 他自治体の見守りネットワーク施策の比較表
- 資料9 区の見守りネットワーク施策に関する特徴と課題（調整中）
- 資料10 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる自治体向け調査結果について（速報）
- 資料11 各自治体の認知症個人賠償責任保険事業調査結果一覧
- 資料12 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる課題について

**令和3年10月8日 令和3年度第1回**  
**(仮称) セーフティーネットについて検討する部会 資料1**

(仮称) セーフティーネットについて検討する部会 委員・アドバイザー・パートナー 名簿

● 委員

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	貫田直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサー
2	学経	大熊由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
3	学経	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部長
4	地区医師会	山形邦嘉	(社)世田谷区医師会理事
5	地区医師会	山口 潔	(社)玉川医師会理事
6	区民	黒木 勉	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長
7	地域団体	中澤まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
8	介護保険事業者等	高橋洋子	梅丘あんしんすこやかセンター管理者

● アドバイザー

	区分	氏名	職(所属)等
1	地域活動団体	尾崎一美	(福)世田谷区社会福祉協議会地域社協課調整係長
2	警察署	清水義和	世田谷警察署生活安全課長
3	警察署	奥井宏昭	北沢警察署生活安全課長
4	警察署	石川伸太郎	玉川警察署生活安全課長
5	警察署	加藤修次	成城警察署生活安全課長
6	区	野村 剛	危機管理部地域生活安全課長

● パートナー

	氏名	職(所属)等
1	貫田 弥生	貫田直義委員 パートナー

# 世田谷区高齢者見守りの取り組み

地域住民や事業者、関係機関等による高齢者を見守る地域づくりを推進するとともに、身近な地区での「気づき(洗濯物が干しっぱなしになっている、新聞や郵便がたまっている等)」を区・あんしんすこやかセンターにつなぐことで、安心・安全な地域での生活を支援します。

## ゆるやかな見守り

問 高齢福祉課

- ・町会・自治会や地区活動団体等の参加により、地区の課題の共有
- ・普及啓発により、孤立した高齢者を早期に適切な支援へのつなぎ
- ・参加団体間の連携を深め、地区のコミュニティの充実

## 民生委員による早めの相談のための見守り

問 高齢福祉課

- ・介護保険サービスを利用していない高齢者を民生委員が訪問し、民生委員との関係づくり
- ・必要に応じて、あんしんすこやかセンター等の見守りや支援へのつなぎ

民生委員  
ふれあい訪問

地区高齢者  
見守りネット  
ワーク



## 4つの見守り

## 安否確認のための見守り

- ・電話相談サービス
  - ・電話訪問による見守りサービス
  - ・見守りステッカー
  - ・ボランティアによる訪問援助サービス
- ※登録ボランティア募集中

問 高齢者安心コール  
 ☎ 5432-1010  
 FAX 5432-1030

あんしんすこやか  
センターによる  
あんしん見守り事業

## 専門職によるしっかりした見守り

問 各あんしんすこやかセンター

- ・見守りコーディネーターによる、見守りを必要とする高齢者の把握
- ・見守りボランティアによる、定期的な訪問による見守り

## サービスによる見守り

- ・救急通報システム
  - ・ごみの訪問収集
  - ・福祉電話訪問
  - ・介護保険サービス
- 等

## 事業者による見守り

- ・世田谷新聞販売同業組合
- ・東京都水道局 ・東京ガス
- ・東京都住宅供給公社 ・都市再生機構
- ・公衆浴場組合 ・生活協同組合(4団体)
- ・みずほ銀行 ・第一生命保険
- ・あいおいニッセイ同和損保
- ・明治安田生命 ・アイザワ証券
- ・東京海上日動
- ・JA東京中央 ・JA世田谷目黒
- ・ヤマト運輸 ・東京土家屋調査士会
- ・セブン-イレブン ・東邦薬品
- ・シニアライフクリエイト
- ・世田谷信金 ・昭和信金 (順不同)

## 地域の支えあいによる見守り

- ・会食サービス
  - ・ふれあい・いきいきサロン
  - ・支えあいミニデイ
  - ・高齢者クラブ
  - ・せたがやはいかいSOSネットワーク
- 等

相談

支援

高齢福祉課・保健福祉課・あんしんすこやかセンター等による 相談・支援

地域	あんしんすこやかセンター	電話番号	FAX番号	所在地	担当区域	保健福祉センター
世田谷	池尻	5433-2512	3418-5261	池尻3-27-21	池尻1~3丁目、池尻4丁目(1~32番)、三宿	世田谷保健福祉センター 保健福祉課 TEL 5432-2850 FAX 5432-3049
	太子堂	5486-9726	5486-9750	太子堂2-17-1	太子堂、三軒茶屋1丁目	
	若林	5431-3527	5431-3528	若林1-34-2	若林、三軒茶屋2丁目	
	上町	5450-3481	5450-8005	世田谷1-23-5	世田谷、桜、弦巻	
	経堂	5451-5580	5451-5582	宮坂1-44-29	宮坂、桜丘、経堂	
	下馬	3422-7218	3414-5225	下馬4-13-4	下馬、野沢	
	上馬	5430-8059	5430-8085	上馬4-10-17	上馬、駒沢1・2丁目	
北沢	梅丘	5426-1957	5426-1959	梅丘1-61-16	代田1~3丁目、梅丘、豪徳寺	北沢保健福祉センター 保健福祉課 TEL 6804-8701 FAX 6804-8813
	代沢	5432-0533	5433-9684	代沢5-1-15	代沢、池尻4丁目(33~39番)	
	新代田	5355-3402	3323-3523	羽根木1-6-14	代田4~6丁目、羽根木、大原	
	北沢	5478-9101	5478-8072	北沢2-8-18	北沢	
	松原	3323-2511	5300-0212	松原2-28-21 ※	松原	
	松沢	3325-2352	5300-0031	赤堤5-31-5	赤堤、桜上水	
玉川	奥沢	6421-9131	6421-9137	奥沢3-15-7	東玉川、奥沢1~3丁目	玉川保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3702-1894 FAX 5707-2661
	九品仏	6411-6047	6411-6048	奥沢7-35-4	玉川田園調布、奥沢4~8丁目	
	等々力	3705-6528	3703-5221	等々力3-4-1	玉堤、等々力、尾山台	
	上野毛	3703-8956	3703-5222	中町2-33-11	上野毛、野毛、中町	
	用賀	3708-4457	3700-6511	用賀2-29-22	上用賀、用賀、玉川台	
	二子玉川	5797-5516	3700-0677	玉川4-4-5	玉川、瀬田	
	深沢	5779-6670	3418-5271	駒沢4-33-12	駒沢3~5丁目、駒沢公園、新町、桜新町、深沢	
砧	祖師谷	3789-4589	3789-4591	祖師谷4-1-23	祖師谷、千歳台1・2丁目	砧保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3482-8193 FAX 3482-1796
	成城	3483-8600	3483-8731	成城6-3-10	成城	
	船橋	3482-3276	5490-3288	船橋4-3-2	船橋、千歳台3~6丁目	
	喜多見	3415-2313	3415-2314	喜多見5-11-10	喜多見、宇奈根、鎌田	
	砧	3416-3217	3416-3250	砧5-8-18	岡本、大蔵、砧、砧公園	
烏山	上北沢	3306-1511	3329-1005	上北沢4-32-9	上北沢、八幡山	烏山保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3326-6136 FAX 3326-6154
	上祖師谷	5315-5577	3305-6333	上祖師谷2-7-6	上祖師谷、粕谷	
	烏山	3307-1198	3300-6885	南烏山6-2-19	給田、南烏山、北烏山	

あんしんすこやかセンターの窓口開設時間：月曜日から土曜日（日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く）の午前8時30分から午後5時  
※松原あんしんすこやかセンターは、令和3年度下期に松原5-43-26に移転予定です。

高齢者安心コール（☎5432-1010 FAX 5432-1030） お気軽にご相談ください。

①電話相談サービス（無料）

お困り事の相談を、24時間365日電話でお受けいたします。高齢者の見守りに関するご相談も受け付けます。  
対象者／世田谷区内在住の65歳以上の方、またはそのご親族やご近所の方

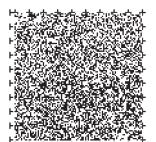
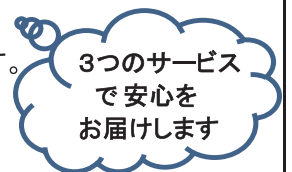
②電話訪問による見守りサービス（無料）

定期的にお電話をして、お体の具合や日常生活におけるお困り事などの相談をお受けいたします。  
対象者／世田谷区内在住の65歳以上の  
●ひとりでお住まいの方 ●高齢者だけでお住まいの方  
訪問回数／月1回、週1回または週2回

③ボランティアによる訪問援助サービス（実費負担あり）

登録ボランティアがお宅を訪問し、簡単なお手伝いをします。  
対象者／世田谷区内在住の65歳以上の

●ひとりでお住まいの方 ●高齢者だけでお住まいの方 ●日中おひとりである方



【お問い合わせ先】 高齢福祉部 高齢福祉課 事業担当  
☎5432-2407 FAX 5432-3085



### Q. 徘徊ってどんな症状ですか？

A. 何も目的なく歩きまわっている訳ではありません。認知症の症状があると、家の中や外を歩き回るといった症状が見られます。これを『徘徊』と言います。絶えず歩き回っていることが多いため何の意味もなく歩き回っていると思われがちですが、ご本人にとっては、**目的**（生まれた場所に帰りたい、ここは自分が暮らしている場所ではないなど）があって歩いている場合も多いです。

### Q. どうして徘徊していることが危険なのですか？

A. 徘徊している間に、長距離を歩いている方が多く、水分不足による**脱水症状**や**衰弱**が見られたり、自動車や鉄道にひかれそうになったり、ご本人はケガをしていることにご本人は気づかずにいることも多く、時には命に関わる場合もあります。

### Q. 徘徊をしている方の特徴は？

不安そうで  
落ち着かがない



手ぶら

季節にそぐわない  
服装

表情はぼんやり  
疲れた表情

両足が別々な  
履き物

### Q. 徘徊している方を発見した場合、どのような対応をしたら良いですか？

A. まず、やさしく**声をかけてみてください**。またどこかへいってしまわないよう必ず**見守ってください**。長時間歩いていることもあるので、水やお茶などの飲み物をすすめてみてください。その後、自宅などの連絡先を書いた物を持っていたり洋服等に身に着けている場合は、連絡をお願いいたします。わからない場合は、下記の連絡先又は警察（110番）へ連絡をお願いします。

### Q. それぞれの連絡は、どのような方法ですか？

A. まちなかSOSネットワーク  
下記の連絡先までご連絡ください。社会福祉協議会職員が現地へ急行いたします。職員がその方にお声かけをしてご相談させていただきます。  
A. メールSOSネットワーク（発見した場合）  
『110番通報』をしてください。その後、下記の連絡先までご連絡ください。

#### 《連絡・問い合わせ先》

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係  
住所：世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟  
☎：03-5429-2233      ☎：03-5429-2204

## せたがやはいかいSOSネットワーク



世田谷区社協キャラクター  
ココロ

世田谷区社会福祉協議会では、認知症の症状のある高齢者が年々増加することを見据え、認知症になっても安心して暮らすことができる地域のまちづくりに取り組んでおります。



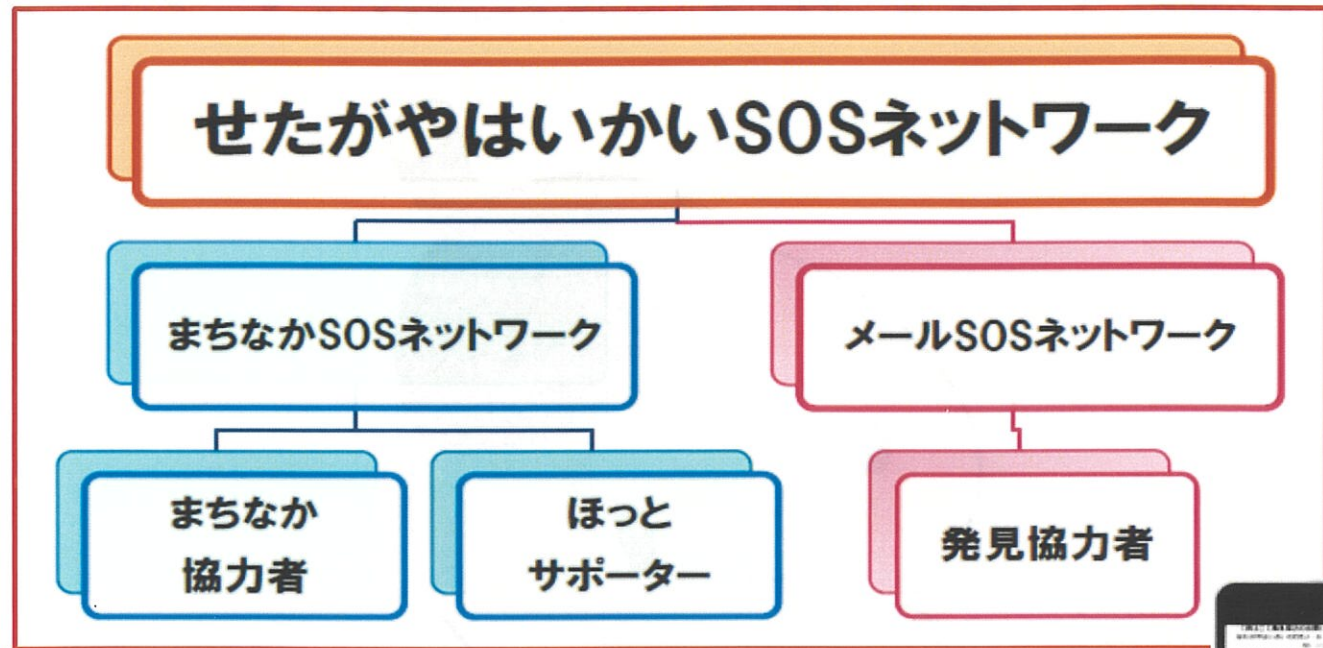
# 世田谷区社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●



誰もが住みやすい安心した地域づくりができること、地域の皆様の見守りで『**点から面に広げる**』ことが大切です。

『**SOSメール**』を配信し、日常生活の中から『**早期発見**』を行なう『**メールSOSネットワーク**』、**発見→連絡→保護**を行なう『**まちなかSOSネットワーク**』の2つのネットワークをご紹介します。



### メールSOSネットワーク

利用者登録しているご家族や地域住民、福祉団体等の依頼で、認知症状のある高齢者が行方不明になった際に、社会福祉協議会からその方の特徴や写真の情報を携帯電話メールに発信し、**早期発見・保護する**ネットワークです。

発見する方は、地域福祉推進員、民生児童委員協議会等の方々を「**発見協力者**」として、登録している方になります。

### まちなかSOSネットワーク

商店街・商店などで、買い物等で来られる高齢の方が普段と様子が変わり（例えば『いつも買い物に来る人だけど店に入らずウロウロ歩いている』）や見かけない高齢の方が『店先や道端で長い間座り込んでいる』を見かけた際に、連絡するシステムになります。

連絡を受けた社会福祉協議会は、事前に協定・協力関係にある団体の構成員または社協関係者で登録してる「まちなか協力者」や「ほっとサポーター」と一緒に適切な対応をいたします。

地域の中で暮らす高齢者の方を商店街や商店の皆さまと地域の住民の方々と一緒に協力することで安心して地域で暮らすためのネットワークになります。

### 登録方法について

※まちなか協力者は、商店街・商店の方々を対象となります。

	まちなか協力者	ほっとサポーター	発見協力者
役割	○当該事業で協定・協力関係にある団体の構成員又は社会福祉協議会関係者で、日常生活の中で認知症の症状のある高齢者を社会福祉協議会に通報します。 (商店街等の事前に協定を取り交わしている団体)	○認知症の症状により徘徊等の気になる行動をしている場合、商店街等より通報を受けた社会福祉協議会より連絡を受け、現地に向き、声かけ・保護等の協力をします。 <b>(事前登録制)</b>  ※なお休日や夜間など社会福祉協議会職員の対応が困難なとき、現地に赴き必要な支援を行なっていただくことがあります。	○社会福祉協議会より『SOSメール』が届いたのち、通常的生活（お買い物やお散歩の際）や業務を通じて、身近な範囲で該当者の確認、発見に協力します。 <b>(事前登録制)</b>  ○該当者を発見した場合は、 <b>110番通報</b> 又は社会福祉協議会に連絡します。  ○メール配信時間は、 <b>午前7時～午後7時</b> といたします。
対象	・当該事業で協定・協力関係にある団体の構成員又は社協関係者	・地域福祉推進員 ・民生委員児童委員 ・社会福祉協議会関係者	・地域福祉推進員 ・地区サポーター ・民生委員児童委員 ・社会福祉協議会関係者

### 発見協力者

『**メールSOSネットワーク発見協力者登録届**』にご記入頂き、地区担当職員にお渡しください。その際、登録証を交付いたします。登録後、社会福祉協議会より『**テストメール**』が配信いたします。テストメールを受け取ることができると『**配信手続き完了**』となります。  
※メール受信するために、設定が必要になる場合があります。  
『SOSメール』の配信があった場合は、日常生活（お買い物やお散歩）の中で『**気にかけて**』頂き、**早期発見**にご協力ください。

### ほっとサポーター

『**まちなかSOSネットワークほっとサポーター登録届**』にご記入頂き、地区担当職員にお渡しください。その際、登録証を交付いたします。  
※併せてぜひ「**発見協力者**」への登録のご協力もお願いいたします。

(通報・利用に関する問い合わせ)

**03-5429-2206**



# 世田谷区の高齢者の状況と施策について

## 1

2025年には、65歳以上人口が約19万5千人(予測)

### 世田谷区の高齢者の状況と施策

- 1 世田谷区の高齢者の状況 … 1
- 2 世田谷区の高齢者の施策 … 4

## 2

高齢者等を支援する区内関係機関の概要

### 世田谷区の地域包括ケアシステム

- 1 世田谷区の地域包括ケアシステム … 5
- 2 地域包括ケアの地区展開 … 6
- 3 地区の三者 … 7

## 3

より早く異変に気づくための「見守り」や「安全確保」

### 世田谷区における高齢者見守りの取組み

- 世田谷区における高齢者見守りの取組み図 … 10
- 1 4つの見守り … 11
- 2 事業者による見守り「高齢者見守り協定」 … 14
- 3 異変に気づいた際の対応方法と通報・連絡先 … 17

## 4

区民向け周知にご活用ください

### 高齢者見守りのご案内ちらし等

- 高齢者安心コール … 18
- 高齢者見守りステッカー … 19
- 高齢者見守り協定 締結事業者募集中 … 20
- 地域で高齢者を見守り孤立を防ごう!! … 22
- 相談・連絡窓口一覧 … 23

# 1

## 2025年には、65歳以上人口が約19万5千人（予測） 世田谷区の高齢者の状況と施策

### 1 世田谷区の高齢者の状況

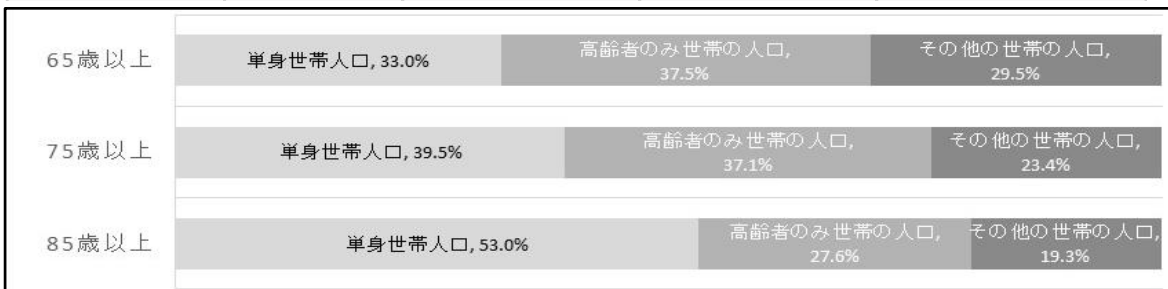
○令和2年（2020年）4月現在、区の人口は約921,600人です。

うち、65歳以上の方が約184,700人と、人口の約20%を占めています。

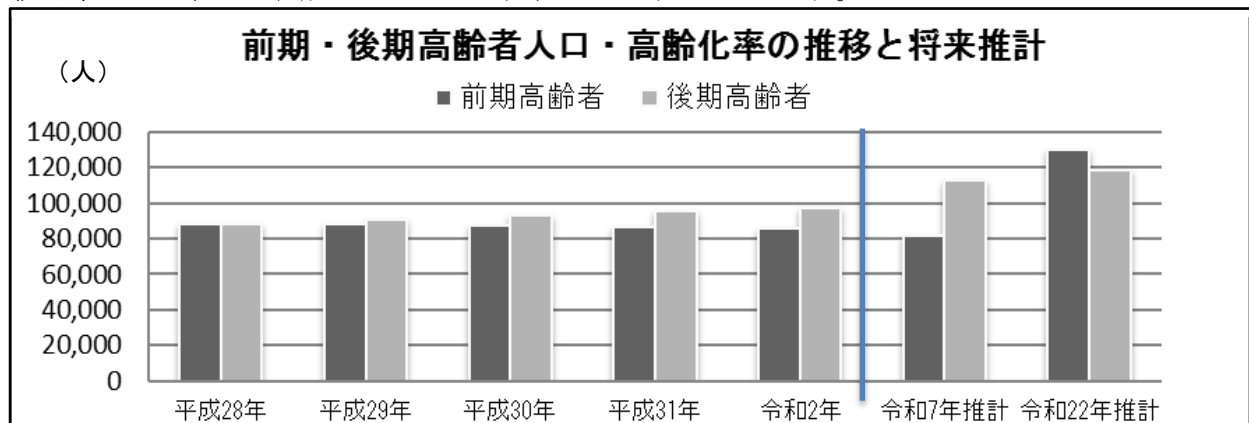
○高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が33.0%、高齢者のみ世帯の人が37.5%を占め、合計では70%を超えており、3年前より増加しています。

※その他の世帯：65歳未満の家族と同居する高齢者

	単身世帯	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口	高齢者人口計
65歳以上人口	60,911人	69,337人	54,446人	184,694人
75歳以上人口	38,785人	36,446人	22,976人	98,207人
85歳以上人口	18,357人	9,566人	6,686人	34,609人



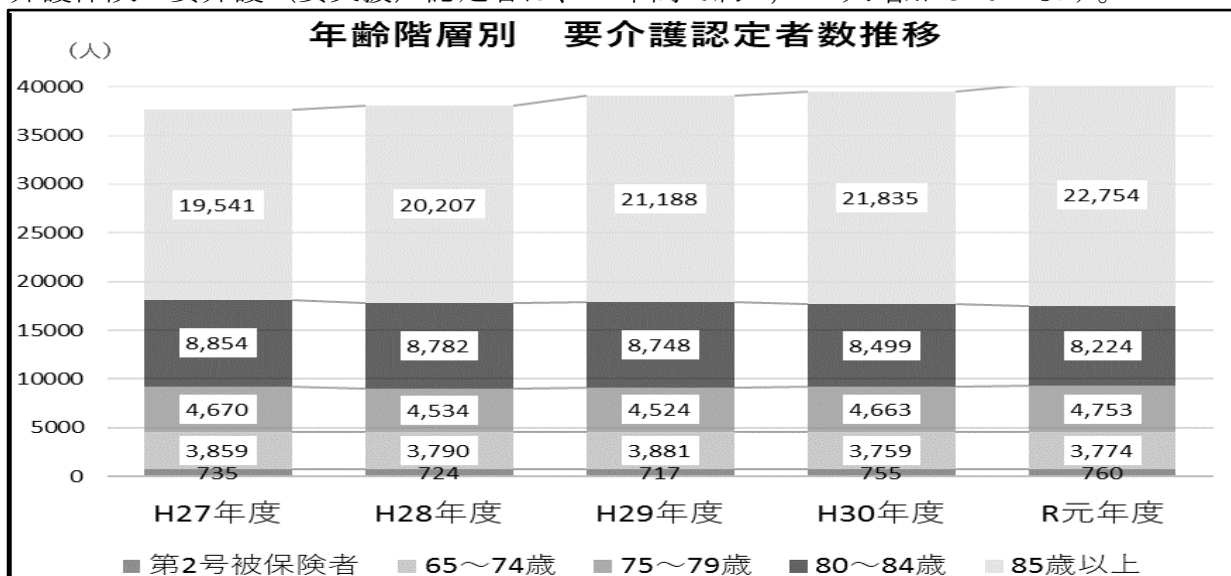
○近年、区の人口全体が増えているため、高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けています。2025年に向けて後期高齢者（75歳以上）が増え、その後も高齢者人口全体は増え続け、2040年には団塊ジュニアの世代が65歳を迎えます。



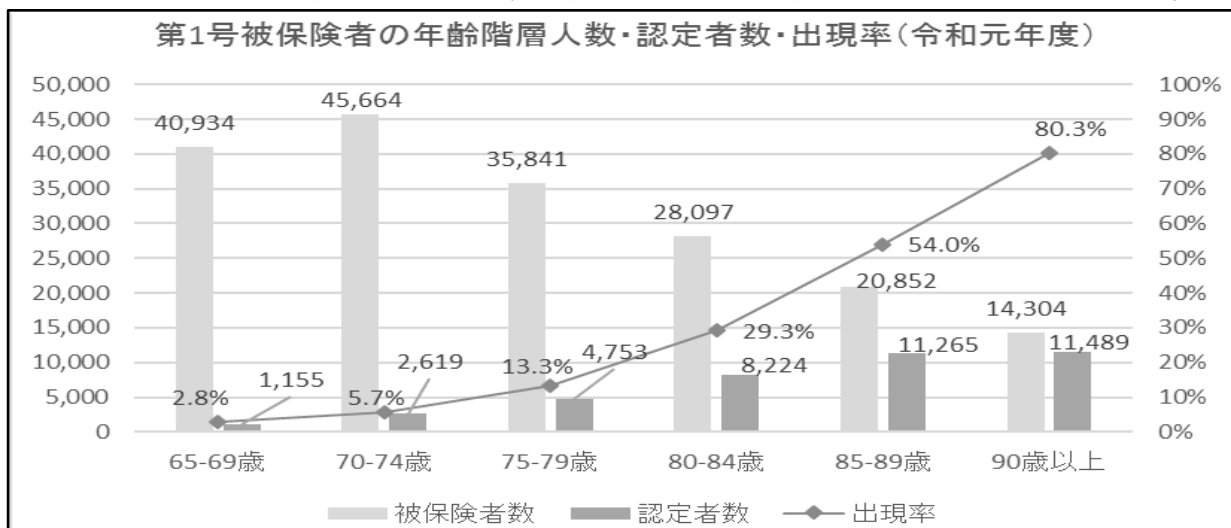
	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和7年推計 2025	令和22年推計 2040
前期高齢者人口	88,400	88,042	87,636	86,447	85,681	82,054	130,359
後期高齢者人口	88,199	91,015	93,225	95,711	97,423	112,539	118,490
65歳以上人口	176,599	179,057	180,891	182,158	183,104	194,593	248,849
高齢化率	20.4%	20.4%	20.6%	20.5%	20.5%	20.4%	23.8%

住民基本台帳（外国人除く）各年1月。推計は平成29年7月推計を使用。

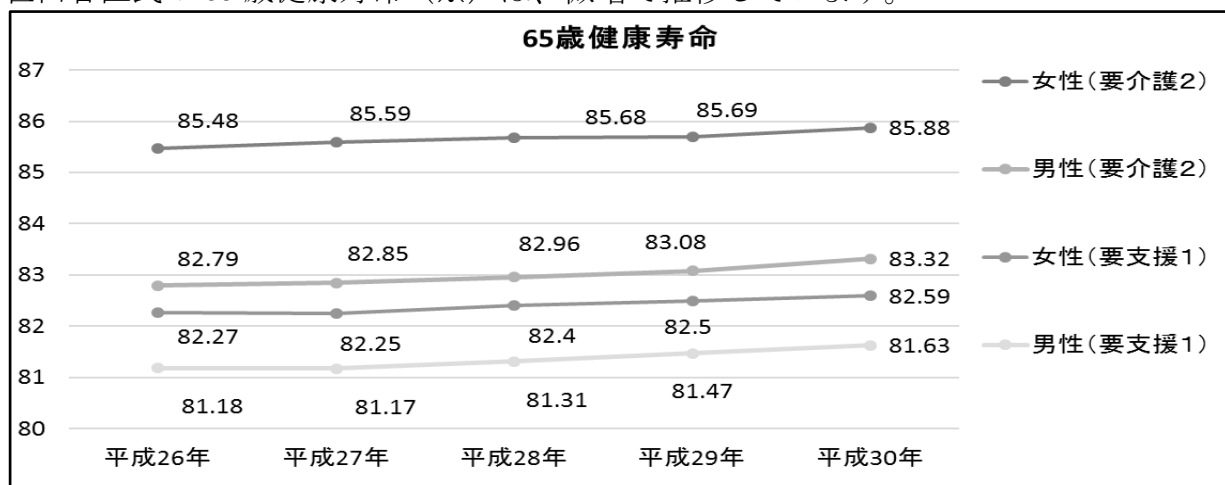
○介護保険の要介護（要支援）認定者は、4年間で約2,600人増加しています。



○80歳を超えると要介護認定者数が増加、出現率（要介護認定率）も高くなります。

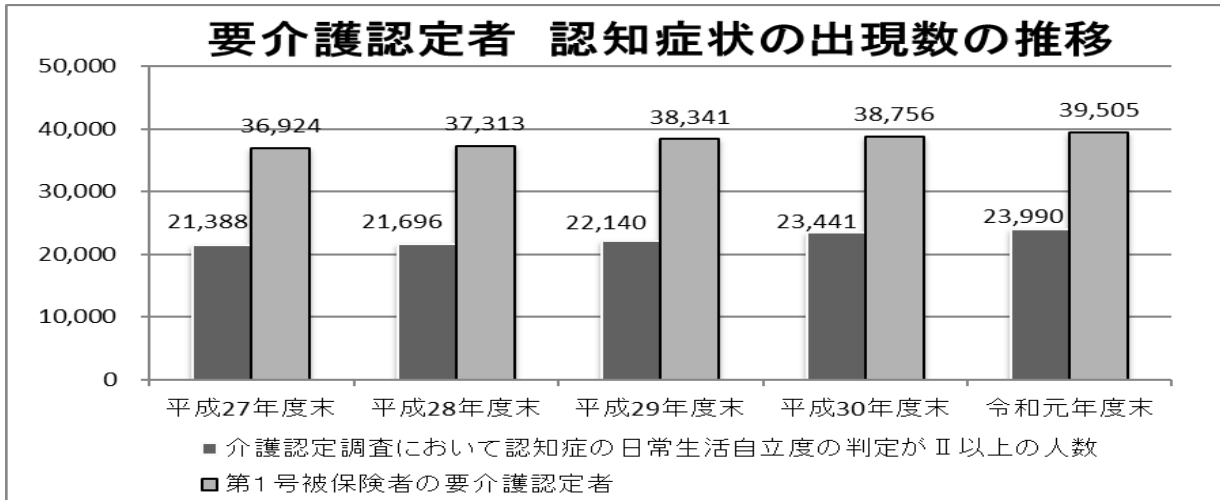


○世田谷区民の65歳健康寿命（※）は、微増で推移しています。



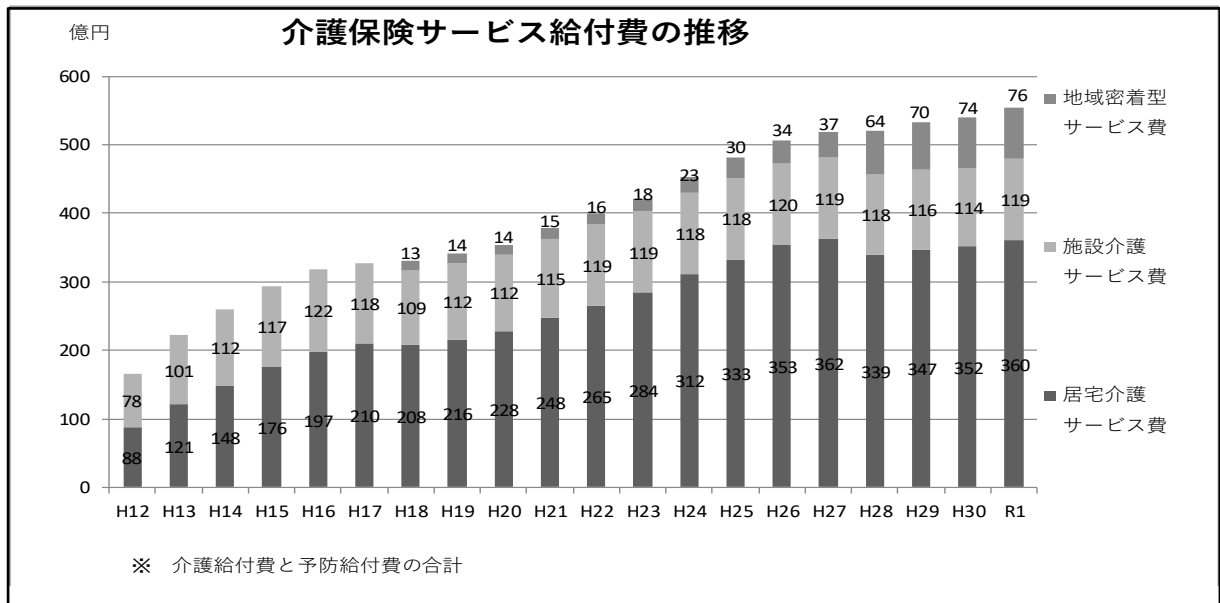
※65歳健康寿命：現在、65歳の人が介護保険の認定（要支援1及び要介護2）を受ける年齢を平均的に表すもの（東京都保健所長会方式）

○介護保険要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、4年間で約2,600人増加しています。

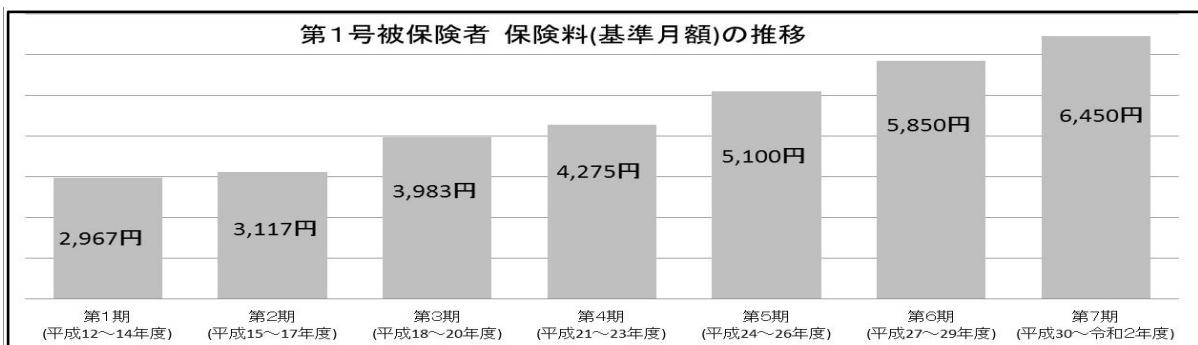


※認知症の日常生活自立度の判定Ⅱ：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の症状が見られる。

○介護保険の介護サービス給付費は、制度開始時の約3.4倍に増えています。



○介護保険料の基準月額額は制度開始時の約2.2倍に増えています。



- 区民が安心して生活を送るためのセーフティネットとして、福祉緊急対応等の事業を実施しています。
- 平成30年度は福祉緊急対応（高齢者の短期入所生活介護、入所決定、障害者福祉サービスの決定など）は22件、認知症初期集中支援チーム事業は訪問101件（延べ461回）、区長による後見等開始申立て件数は52件などとなっています。これらの事業はその方の状況により複数が対象となる場合もあり、関係所管が連携して対応しています。

### 令和元年度孤立死発見状況（年間）

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	12	9	21	8	8	58
	女	9	5	3	6	7	30
年齢	65～69歳	4	3	6	1	6	20
	70～79歳	11	5	12	7	4	39
	80～89歳	5	5	6	4	2	22
	90歳以上	1	1	0	2	3	7
合計		21	14	24	14	15	88

※ 高齢者(65歳以上)が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及あんしんすこやかセンターにて把握した件数を計上

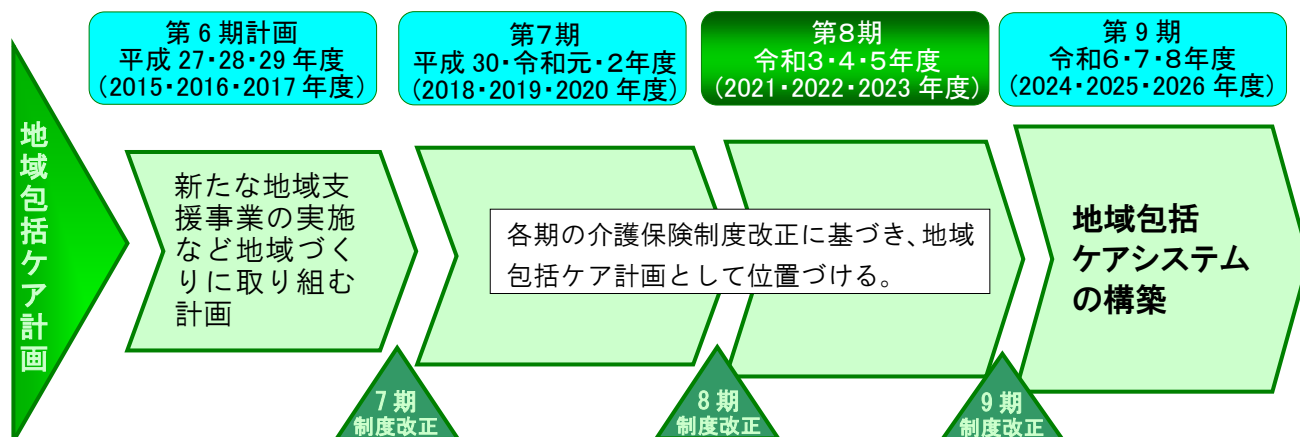
※ このうち、3日以内に発見された方は28人

## 2 世田谷区の高齢者の施策

- 世田谷区の高齢者に関する施策の総合的かつ計画的な推進、介護保険事業の円滑な実施、地域包括ケアシステムの構築を目指して、3年間ごとに施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

これが、「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」です。

- 区の様況や国の考え方、世田谷区基本計画等を踏まえ、令和3年度から始まる第8期計画では、第6・7期計画に引き続き「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念として、施策を展開します。





<b>計画の位置付け</b>	<p>○老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定します。</p> <p>○国が 2025 年までに地域包括ケアシステムを構築することを目指すために示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中の地域包括ケア計画として位置付けており、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を内包します。</p>
<b>計画の期間</b>	<p>○介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき 3 年間を計画期間とし、介護保険制度のもとでの計画となります。</p>
<b>第 8 期の 3 つの目標</b>	<p><b>区民の健康寿命を延ばす</b></p> <p>世田谷区民は、全国的にも見て長寿です。一方で、65 歳健康寿命は、あまり伸びていません。高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p><b>高齢者の活動と参加を促進する</b></p> <p>運動や栄養だけでなく、社会関係が豊かなほど健康長寿であることがわかっています。また、日頃の地域でのつながりは、見守りにもつながります。しかし、世田谷区で地域活動に参加している高齢者は多くありません。</p> <p>高齢者が支えられる側だけでなく支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組み、区が進めている「参加と協働」の地域づくりを推進し、高齢者も活躍するまちを目指します。</p> <p>施策実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、どのような活動が可能であり、効果的なのか検討し、生涯現役に向けた社会参加を支援します。</p> <p><b>安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図る</b></p> <p>後期高齢者の増加に伴い、支援を必要とする人が増え続けることが想定されます。</p> <p>住み慣れた地域で暮らし続けられることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、区、区民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。</p>

## 2

### 高齢者等を支援する区内関係機関の概要

## 世田谷区の地域包括ケアシステム

### 1 世田谷区の地域包括ケアシステム

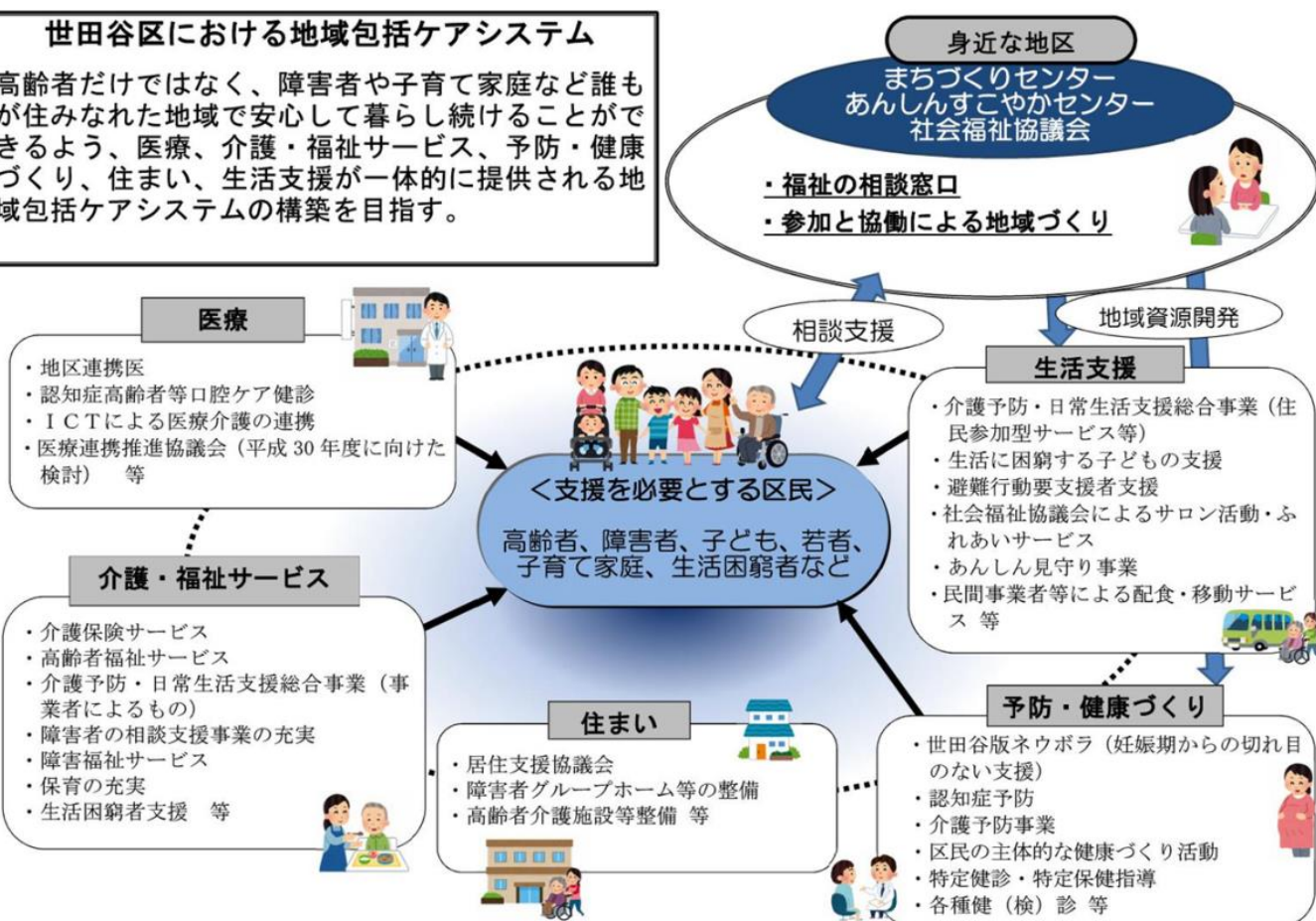
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるようにしていくことです。(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 2 条)
  - 世田谷区は、平成 3 年度から、全国に先駆けて地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設し、地域住民に密着した地域行政を推進してきました。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進にあっても、この三層構造を活かしてします。

### 三層構造における行政拠点の基本的な役割

<b>地区</b> (まちづくりセンター)	○町会・自治会など地域で活動する団体への支援や身近なまちづくり推進協議会などとの連携によるまちづくり活動の推進 ○地区における広報・広聴、防災・防犯活動への支援
<b>地域</b> (総合支所)	○防災・防犯対策、保健福祉施策の推進や地域における街づくりの推進、街づくり協議会への支援に代表される対人での総合的なサービス ○区民参加が必要な事務など、地域や地区での総合的な支援
<b>全区</b> (本庁)	○区の政策方針、計画、危機管理における本部機能など全区的な統括 ○総合支所に対する統一基準の管理、取りまとめ、調整、連携

### 世田谷区における地域包括ケアシステム

高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。



## 2 地域包括ケアの地区展開

- 平成 28 年度より、全地区において地域包括ケアの地区展開として、区民にとって一番身近な地区（区内 28 地区）で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）及び社会福祉協議会地区事務局を一体整備しています。
- 区民の日常生活や暮らしに密着した行政サービス、身近な地区での見守り、地域活動団体への支援等、地区の行政拠点として地区の強化に取り組むための相互に連携・協力します。

### 3 地区の三者

#### 福祉の相談窓口

- 家族の介護や子育ての不安、病気や障害の悩み、このような不安や悩みを複数抱えている方が、様々な相談を身近な地区で受けられるよう三者が連携し、対応
- 「福祉の相談窓口」だけでは解決できない専門的な相談は、担当組織や専門機関に引継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応

#### 参加と協働による地域づくり

- ふれあい・いきいきサロンなどの場づくりや、ボランティア等の人材発掘の推進
- 地域の中にどのような社会資源があるのか、また不足しているのかを把握し、地区の活動団体や事業者、NPO等と連携して、新たなサービスを発掘・創出

#### (1) まちづくりセンター

まちづくりセンターは、まちづくりの拠点。町会・自治会、身近なまちづくり推進協議会、青少年地区委員会など諸団体等とまちづくり活動を協同で実施

#### (2) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

あんしんすこやかセンターは、介護保険法に基づく「地域包括支援センター」です。世田谷区では、親しみやすいように、「あんしんすこやかセンター」と呼んでいます。

<b>設置運営</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月から設置しており、世田谷区が、社会福祉法人等に委託して運営</li> <li>・区内全28箇所（まちづくりセンターと同数。担当区域も同じ。）</li> <li>・開設日は、祝日（休日）・年末年始を除く月曜日から土曜日まで</li> <li>・窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時まで</li> </ul>
<b>職員体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の職員が相談対応（保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャー）</li> <li>※職員数7～11人（非常勤含む）。センターにより介護支援専門員（ケアマネジャー）や事務の配置もある。</li> <li>・守秘義務あり（介護保険法）</li> </ul>
<b>主な業務内容①</b>	<p><b>総合相談・支援業務、もの忘れ相談、権利擁護業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の様々な相談に応じ、援助高齢者に加え、障害者、子育て家庭等からの相談に応じ、必要によって専門機関等の支援につなぐ。窓口、電話、訪問により、本人や家族、地域の方々からの相談にも対応</li> <li>・介護保険や区の保健福祉サービスの申請受付（要介護認定申請・紙おむつ支給・訪問理美容など）</li> <li>・あんしん見守り事業を実施 見守りコーディネーターが中心となって、社会的孤立のおそれのある高齢者や見守りを希望する高齢者の相談を受け、保健福祉サービスや見守りボランティアの派遣の他、地域関係者とも連携しながら、見守りを実施</li> <li>・あんしんすこやかセンターでの在宅医療・介護連携業務の支援を担当する地区連携医（月1回の活動）を配置</li> <li>・認知症専門相談員（すこやかパートナー）を配置し、もの忘れに関する相談に対応</li> </ul>

<b>主な業務内容②</b>	<b>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の多職種や多機関（ケアマネジャー、かかりつけ医、民生委員、区、社会福祉協議会、ボランティアなど）と連携しながら、高齢者のその時々々の心身の状態の変化に応じ、継続して適切なサービスに繋げていくことができるよう直接又は間接的に支援</li> <li>・地域における様々な関係者とのネットワークづくりに取り組むとともに、地域のケアマネジャーをバックアップ（支援困難事例等への支援・助言）</li> </ul>
<b>主な業務内容③</b>	<b>一般介護予防事業・介護予防ケアマネジメント業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき講座開催等を通じた、高齢者の元気な生活や介護予防への取組みを普及啓発</li> <li>・要介護状態や要支援状態になるおそれがある高齢者を訪問等で把握し、介護予防に関する事業への参加を勧奨</li> <li>・事業対象者（基本チェックリストでの該当者）や要支援認定者（要支援1・2）に対する介護予防のケアマネジメントを実施</li> </ul> <p>（自立支援を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業の区民同士の支えあいによる家事援助サービス、地域デイサービスなどを必要に応じてケアプランに位置付ける。）</p>
<b>区の支援体制</b>	<b>区のバックアップ体制（総合支所・本庁）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケース対応等の日常的支援（虐待対応、困難ケース等）⇒総合支所保健福祉課</li> <li>・全体調整、委託管理、研修など⇒高齢福祉部介護予防・地域支援課</li> </ul>
<b>地域との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉協議会、高齢者クラブ、商店街、ケアマネジャー、高齢者関係施設、医療機関など</li> </ul> <p>※日頃からの連携（地区の高齢者の見守り等）</p> <p>※あんしんすこやかセンター主催の地域ケア会議・地区包括ケア会議への参加依頼（個別支援のための連携・あんしんすこやかセンターと地区関係者との顔の見える関係づくり）</p>
<b>相談・対応事例</b>	<b>認知症と思われる高齢者を介護サービスに結び付け見守る事例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者で認知機能の低下により日常生活に支障がある様子の方がいる旨を、地区の民生委員があんしんすこやかセンターに相談</li> <li>・あんしんすこやかセンター職員が訪問しご様子を確認のうえ、介護保険の要介護認定申請手続きを案内</li> <li>・要介護と認定され、介護保険の訪問介護サービスを週2回利用開始</li> <li>・その後もあんしんすこやかセンターと民生委員とで見守りのための訪問を月1～2回程度実施</li> </ul>

○あんしんすこやかセンターでは、直接支援を行うほか、専門機関などのご案内、関係機関への連絡調整の他、区関係部署や介護サービス事業者、民生委員や社会福祉協議会その他の地域関係者・団体等と連携を図りながら、支援の道筋を考えます。



あんすこ君  
(あんしんすこやかセンターのキャラクター)

あんしんすこやかセンターのことを「あんすこ」と呼ぶこともあります。

医療機関への受診支援、認知症の方への接し方、家族会のご案内のほか、高齢者虐待や成年後見制度など高齢者の権利擁護に関する相談もお受けします。



**【参考】認知症あんしんガイドブック  
(認知症ケアパス)**

- ・認知症の診断を受けた方などへのサービス提供の流れを示したもの
- ・サービスの利用にあたり見通しをもっていただくことを目的に、あんしんすこやかセンターで対象者やご家族に直接説明



**(3) 社会福祉協議会地区事務局**



世田谷区社会福祉協議会（区社協）は、地域福祉の推進を目的とした社会福祉法に定められた社会福祉法人です。

区内28地区のまちづくりセンターに設置している「社会福祉協議会地区事務局」では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターとともに、地域住民の皆さんをはじめ、地区内の団体や事業者とのネットワークを活かした生活支援に係るサービスの創出や地域福祉活動に取り組んでいます。

- ◎住民に身近な相談支援
- ◎人材の発掘・育成・活動支援
- ◎地域福祉プラットフォームの構築・連携
- ◎地域福祉活動・生活支援サービスの創出  
など、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮した支援に取り組めます。

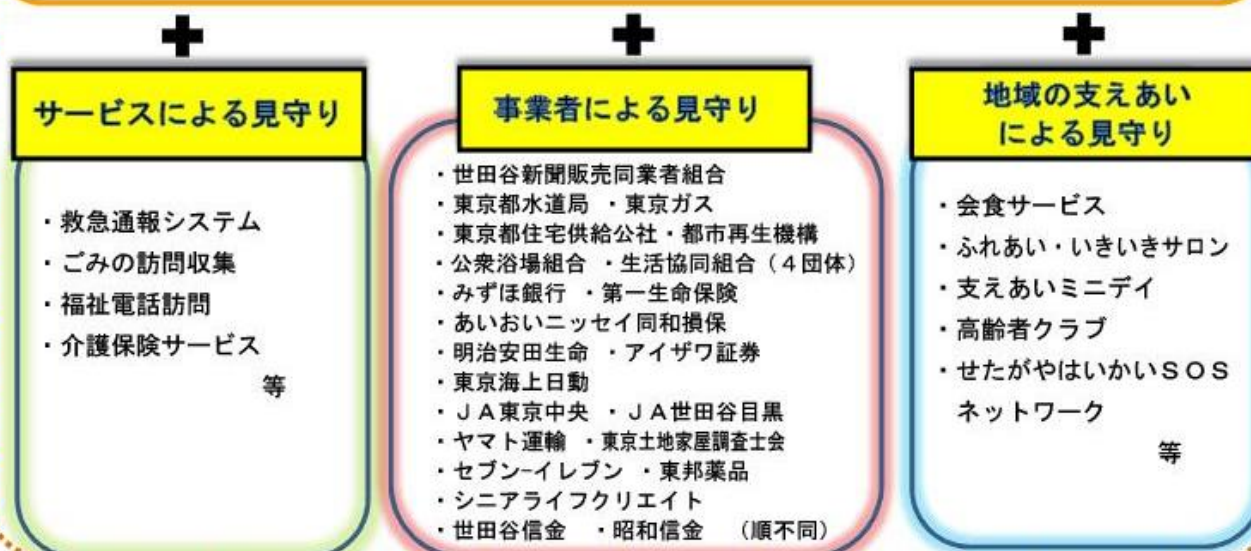
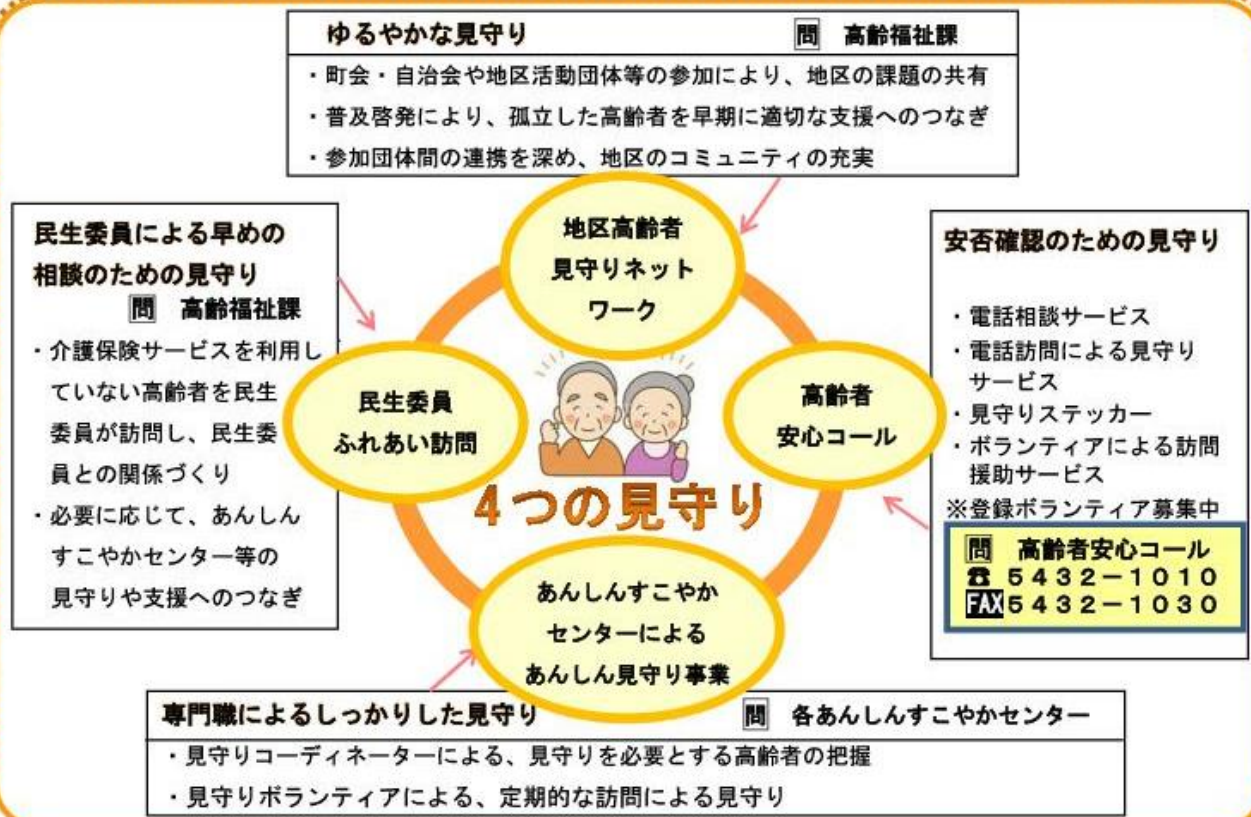


ココロン（世田谷区社協キャラクター）

# 3

## より早く異変に気づくための「見守り」や「安全確保」 世田谷区における高齢者見守りの取組み

地域住民や事業者、関係機関等による高齢者を見守る地域づくりを推進するとともに、身近な地区での「気づき（洗濯物が干しっぱなしになっている、新聞や郵便がたまっている等）」を区・あんしんすこやかセンターにつなぐことで、安心・安全な地域での生活を支援します。



相談 ↓      ↑ 支援

高齢福祉課・保健福祉課・あんしんすこやかセンター等による **相談・支援**



# 1 4つの見守り

## (1) ゆるやかな見守り「地区高齢者見守りネットワーク」

### 事業概要

町会・自治会などの地区の活動団体等の参加団体間の連携を深め、地区のコミュニティを充実させることを目指した取組みです。

- ・高齢者を取り巻く課題の共有
- ・孤立した高齢者の早期発見、適切な支援へのつなぎ

### 取組内容

※各地区の主体的な活動であり、地区により異なります。

#### ①普及啓発

高齢者が抱えている課題や孤立させない取組みなどの周知  
ミニコミ誌の発行、認知症講演会の開催、グループワークなど

#### ②高齢者のニーズのつなぎ

住民の日常の中での気づきを、あんしんすこやかセンターに連絡、適切な支援へのつなぎ

#### ③担い手のニーズのつなぎ

見守りの担い手として活動したい方への見守りボランティアなどの紹介

## (2) 安否確認のための見守り「高齢者安心コール」

### 事業概要

ひとり暮らし等の高齢者が、地域で安心して生活を継続することができるようにすることを目的に、次の3つのサービスを行い、高齢者の在宅生活を支援する取組みです。

高齢者安心コールの訪問援助サービスをシニア・ボランティアポイントの対象とするほか、訪問援助サービスボランティアを対象とした研修を実施しています。

### 取組内容

1

#### 電話相談サービス

高齢者やご家族・ご近所の方のお困りごとのご相談を**24時間365日**、電話でお受けしています。

〔対象者〕区内在住の65歳以上の方  
ご親族やご近所の方など

2

#### 電話訪問による見守りサービス

定期的にお電話をして、お元気にされているかどうかを確認します。

〔事前登録制・無料〕

〔対象者〕区内在住の65歳以上で  
●ひとり暮らしの方  
●高齢者のみの世帯の方

3

#### ボランティアによる訪問援助サービス

ボランティアが訪問して、簡単なお手伝いをします。

〔事前登録制・実費相当分負担〕

〔対象者〕区内在住の65歳以上で  
●ひとり暮らしの方  
●高齢者のみの世帯の方  
●日中ひとりで家にいる方

### 【参考】訪問援助サービスの事例

- ・電灯の笠の取り外し・照明器具の交換・換気扇のフィルター交換・換気扇のネジの取り外し
- ・ガスコンロ下のシート交換・ワイシャツをたたむ・カーテンの取り外し・玄関チャイムの電池交換・ホースの付け替え・雑草とり・自転車を修理に出す・修理後に引き取る など



## 実績の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
電話相談件数（件）	3,539	3,397	3,331	4,423	6,995
電話訪問登録数（人）	295	325	319	339	317
ボランティア登録数（人）	99	94	29	34	40
ボランティア対応数（件）	74	43	25	58	47

## 【参考】電話相談の内容（元年度）

- 1位：相談（生活全般や家族について）
- 2位：医療・介護（病気や怪我、介護について）
- 3位：問合せ（各種サービス等の問合せ）

夜2時から朝6時までの入電が増えていて、そのほとんどが医療・介護に関するご相談です。

## 貼って安心！高齢者見守りステッカー

### 事業概要

高齢者見守りステッカー（以下「ステッカー」という。）を靴の中や衣類、杖などの身の回りの物に付けておくことで、警察などに保護された際に、24時間365日対応している高齢者安心コールを通じ、迅速に緊急連絡先に連絡できるようにする取組みです。



### 取組内容

要介護1以上の認定を受け、認知症などにより外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態の方に1人あたりステッカー20枚を配付



ステッカー（見本）

### 緊急時の対応の流れ

**外出先で自宅へ戻れなくなり、警察や消防などに保護された場合**

- ①警察や消防などが、ステッカーに記載してある登録番号を基に、高齢者安心コールへ問い合わせ
- ②高齢者安心コールが、登録番号から緊急連絡先を確認・伝達

**警察や消防など以外の区民などに発見された場合**

- ①区民（通報者）から高齢者安心コールに問い合わせ合わせがあった場合は、高齢者安心コールが、緊急連絡先へ連絡
- ②緊急連絡先とすぐに連絡がとれない等の場合は、高齢者安心コールが、通報者に連絡し、警察等を案内



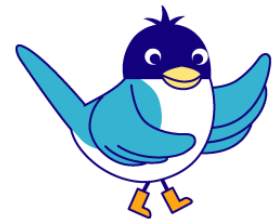
## 実績の推移

	29年度	30年度	元年度
登録数（人）	137	249	333
緊急通報件数（件）	0	10	8

### (3) 専門職による見守り「あんしん見守り事業」

#### 事業概要

見守りの必要性が高いと考えられる高齢者に対し、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の見守りコーディネーターが、訪問等により介護保険サービスや保健福祉サービスにつなぐほか、「見守りボランティア」の派遣等の相談支援を行う取組みです。



あんすこ君

#### 取組内容

##### ①見守り相談

地域にお住まいの方や本人・家族の相談から、サービスの利用や支援が必要な場合は、見守りサービスの紹介やコーディネートを実施

状況に応じて、あんしんすこやかセンター職員の訪問や見守りボランティアによる訪問を行い、見守りを支援

##### ②継続的な見守り

継続的な見守りが必要な高齢者には、見守りフォローリストによる確実な支援

同リストは、災害時の安否確認にも活用

##### ③見守りコーディネーター連絡会

あんしんすこやかセンターに配置された見守りコーディネーターが円滑に事業を実施できるようにするための情報交換や相談の機会

### (4) 早めの相談のための見守り「民生委員ふれあい訪問」

#### 事業概要

高齢者を見守るとともに孤立を防ぐために75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者宅へ民生委員による訪問を行う取組みです。

#### 取組内容

各対象者宅に訪問し、世帯状況等の聞き取りを行い、その際、高齢者の状況に合わせて各種保健福祉サービスや相談窓口を案内し、必要とする支援や見守りサービスにつなぐ

#### 対象者

4月1日現在、介護保険の認定がない方で、77歳、79歳、81歳、83歳の（住民登録上）ひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯の方

※平成30年度以降は、特殊詐欺の増加に伴い区報等への対象年齢掲載を控えています。

#### 対象者数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
対象者数（人）	11,236	12,076	12,622	12,279	13,280
民生委員1人あたり平均（人）	19.7	21.9	21.8	21.1	22.9

#### 面談ができなかった方（訪問できなかった方）への対応

民生委員が面談できなかった方については、最新の介護保険サービスと後期高齢者医療保険の給付記録と照合し、いずれも給付記録がなかった方について、あんしんすこやかセンター又は保健福祉課が訪問等による安否確認を行い、不現住者は、住民記録へ報告

### 民生委員・児童委員とは

- 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。
- 自らも地域住民の一員として、担当の地区において高齢者や障害がある方の安否確認や見守り、声かけなどを行うとともに、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じ、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関へつなぐ。

## 2 事業者による見守り「高齢者見守り協定」

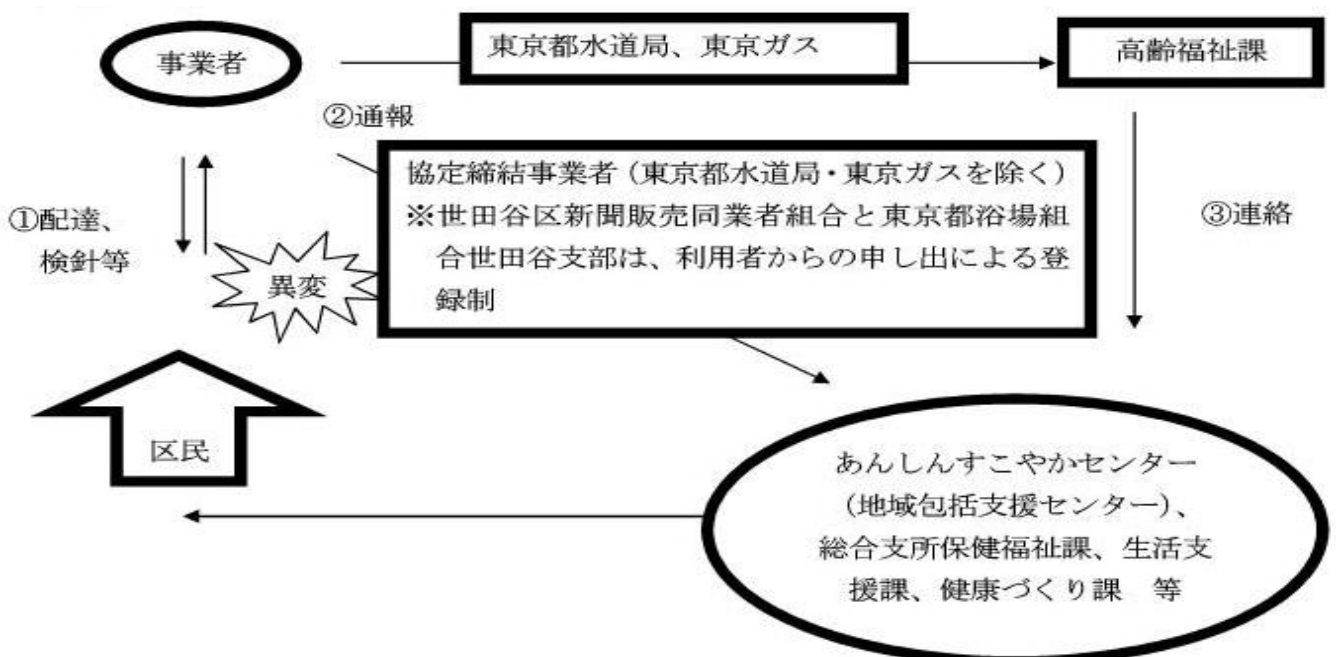
### 事業概要

支援が必要な高齢者等を早期に把握し適切な対応を図ること、孤立死を防止することを目的に、区と事業者との間で、「世田谷区における支援が必要と思われる高齢者等に係る情報の提供に関する協定」を締結し、異変を発見したときは、区に通報してもらう取組みです。

### 取組内容

- ・協定締結事業者は、「気になる状況（異変）」を発見次第、世田谷区（あんしんすこやかセンター等）に通報
- ・通報を受けた区は、あんしんすこやかセンター、総合支所保健福祉課、生活支援課等が連携して、ご本人の状況確認と必要な支援を実施
- ・今後の展望として、高齢者見守り協定の締結を希望する事業者を募集し、事業者による見守りの充実を図ることにより、安心・安全な地域での生活を支援

### 事業のながれ



※生命や犯罪に関わる場合は、警察や消防へ通報

**協定締結団体等**

※（ ）内は締結年度

金融	株式会社みずほ銀行（H28）、第一生命保険株式会社渋谷支社（H29）、 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社東京南支店（H29）、 明治安田生命保険相互会社品川支社（H30）、 藍澤証券株式会社自由が丘支店（H30）、 東京海上日動火災保険株式会社東京新都心支店（R2）
コンビニ	株式会社セブン-イレブン・ジャパン（H29）
新聞	世田谷新聞販売同業者組合（H21）
生協	生活協同組合コープみらい（H27）、生活協同組合パルシステム東京（H27）、 東都生活協同組合（H27）、23区南生活クラブ生活協同組合（H27）
配食	株式会社シニアライフクリエイト（R2）
農協	東京中央農業協同組合（H28）、世田谷目黒農業協同組合（H28）
不動産等	東京都住宅供給公社（H26）、独立行政法人都市再生機構（H27）、 東京土地家屋調査士会世田谷支部（H29）
ライフライン	東京都水道局（H26）、東京ガス株式会社東京中支店（H26）
物流	ヤマト運輸株式会社南東京主管支店（H28）
生活衛生	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部（H27）
医薬品	東邦薬品株式会社世田谷営業所（R2）

※本協定を締結していただいた事業者には、経済産業部消費生活課所管の「世田谷区消費者安全確保地域協議会」にもご協力をお願いしています。

**令和元年度通報実績**

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計	
性別	男	16	10	3	10	7	46	
	女	12	6	1	13	5	37	
年齢	60代	3	2	0	3	1	9	
	70代	7	4	3	9	3	26	
	80代	10	4	1	6	4	25	
	90代	7	5	0	5	4	21	
	その他	1	1	0	0	0	2	
通報者	世田谷区協定締結事業者	新聞	9	2	1	6	1	19
		不動産・住宅	7	1	0	11	7	26
		生協	2	0	0	1	1	4
		ライフライン	0	0	0	0	0	0
		金融	0	1	0	0	0	1
		その他（区協定締結事業者）	0	0	0	0	0	0
	その他	都協定締結事業者	7	2	1	1	0	11
		その他事業者	1	4	0	0	0	5
		介護・看護関連	1	4	0	1	0	6
		その他	1	2	2	3	3	11
結果	救急搬送	0	3	0	2	1	6	
	死亡	4	6	3	10	3	26	
	その他	24	7	1	11	8	51	
合計		28	16	4	23	12	83	

## 主な通報内容と対応

通報者	結果	異変の概要	対応
新聞	死亡	1週間くらい、 <u>新聞がたまっている。</u>	緊急通報するが、救急隊が死亡を確認。
不動産・住宅 (都協定締結事業者)	その他	<u>郵便ポストがいっぱい</u> にたまっている。認知症ではないか？	あんしんすこやかセンターで見守り訪問を継続。
不動産・住宅	その他	<u>家賃を滞納</u> している。	確認したところ長期入院中であることが分かった。
コンビニ (都協定締結事業者)	その他	<u>支払いが上手くできず、言動がおかしい。</u>	担当ケアマネージャーに連絡した。
不動産・住宅 (都協定締結事業者)	その他	<u>夜、電気がつかず、訪問しても出てこない。</u> 自治会費を滞納している。	夜間に外出している様子が防犯カメラに映っており、安否は確認できたが、ケースワーカーと対応を継続する。
生協	死亡	<u>宅配時に応答がなく、新聞がたまっている。</u>	親族に連絡し、訪問していただいたところ、自室内で亡くなっていた。

## その他見守り関連の協定等

### 東京都高齢者等を支える地域づくり協定（順次）

東京都が53事業者・団体と締結する高齢者等を支える地域づくりの協定  
高齢者等に対する緩やかな見守り、認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力、高齢者等の消費者被害の防止、その他地域活動支援等（協定内容は、事業者により異なる。）

### 【参考】東京都高齢者等の見守りガイドブック（第3版）

見守り活動は、地域の実情に応じた実施が必要です。

東京都では見守り活動の更なる充実に向け、実際に地域で起きている多くの困難事例を分析するとともに、見守り活動に欠かせない個人情報保護の観点等についても整理し、見守りのポイントをまとめた「高齢者等の見守りガイドブック」を発行しています。

平成29年5月の改正個人情報保護法の施行を受けて、記載内容を新たにした「東京都高齢者等の見守りガイドブック（第3版）」が東京都のホームページに掲載されています。活動の参考にしてください。



### 世田谷区が締結する他の見守り関連の協定等

- ・ながら見守り活動に関する協定（29）  
事業者：区内郵便局（世田谷、千歳、成城、玉川、エリアマネジメント局西南部地区連絡会）
- ・認知症高齢者等の在宅支援における相互協力に関する協定（26）  
事業者：世田谷信用金庫、昭和信用金庫
- ・世田谷区における包括連携に関する協定（順次）  
事業者：みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、東京海上日動火災保険（30）
- ・世田谷区における治安向上の取組みに関する覚書（26）  
区内警察署（世田谷、北沢、玉川、成城）

### 3 異変に気づいた際の対応方法と通報・連絡先

予想される状況	異変の例	相談・連絡先	対応方法
生命・身体の危険 財産被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異臭がする。</li> <li>・家の中で倒れている。</li> <li>・助けを求められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署 110</li> <li>・消防署 119</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意がない場合でも通報</li> </ul> <b>【参考】</b> 個人情報保護に関する法律第 23 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺の被害に合っている可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警視庁 総合相談センター 03-3501-0110</li> <li>・警察相談専用電話 #9110</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の同意が得られる場合は、同意を得た上で通報・相談 (注意)</li> <li>・本人の同意が得られない場合でも、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は、通報・相談</li> </ul> <b>【参考】</b> 個人情報の保護に関する法律第 23 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡が取れない。</li> <li>・配達物がたまっている。</li> <li>・日中でも雨戸やカーテンが閉まりっぱなし</li> <li>・電灯がつきっぱなし、夜になってもつかない。</li> <li>・洗濯物が干しっぱなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所地为を管轄するあんしんすこやかセンター</li> <li>・各保健福祉課</li> </ul>	
認知症の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じことを何度も話す</li> <li>・毎日のように同じものを購入する。</li> <li>・お店などで勘定ができない。</li> <li>・髪や服装が乱れている。</li> <li>・季節に合わない服を着ている。</li> </ul>		
消費者被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近知らない人が出入りしている。</li> <li>・見慣れない商品を大量に購入しているようである。</li> </ul>	消費生活センター (相談専用) 03-3410-6522 03-5486-6501 (高齢者専用) 03-5486-6501	
高齢者に関する一般的な相談		高齢者安心コール 03-5432-1010 (FAX) 03-5432-1030	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員や看護師など高齢者福祉に精通した相談員が、高齢者に関する相談を受付</li> </ul>

#### 【参考】休日・夜間の連絡先

#### 異臭がするなど、高齢者の生死に関わる緊急の場合

①対象者の緊急連絡先 ②警察・消防等

#### 緊急で対象者の状況確認を要する場合、行政の判断が必要な場合

※対象者の安否が不明で対応を協議したい場合等

①あんしんすこやかセンター：月～土曜 8：30～17：00（祝日、年末年始を除く）

②世田谷区役所巡視室（03-5432-2999）：巡視が電話に出ますので、高齢者（対象者）の住所を担当する保健福祉課の緊急連絡網に連絡を依頼してください。折り返し保健福祉課職員から連絡します。巡視室に連絡する際は、『高齢者の見守りに関わる件で、保健福祉課と連絡を取る必要がある』旨説明し、連絡要旨、折り返し連絡先、連絡者を伝えてください。



## 4

区民向け周知にご活用ください

## 高齢者見守りのご案内ちらし等

お困り事はありませんか？ 3つのサービスで  
安心をお届けいたします。

# 高齢者安心コール



## 電話 5432-1010

\*聴覚等に障害のある方へ FAXによるご相談も承ります FAX番号: 5432-1030

### 1 電話相談サービス <いつでもご利用可能・無料>

お困り事の相談を、24時間365日電話でお受けいたします。  
ご高齢者のお困り事や見守りに関するご相談・介護保険につ  
いての窓口を知りたいなどのお問い合わせも受け付けます。

**対象者** / 世田谷区内在住の65歳以上の方  
ご親族やご近所の方など



### 2 電話訪問による見守りサービス <要申請・無料>

定期的にお電話をして、お体の具合や日常生活におけるお困り事等  
の相談をお受けいたします。緊急時にはあらかじめ登録いただいた  
連絡先（離れて暮らすご親族やご近所の方など）へお知らせします。

**対象者** / 世田谷区内在住の65歳以上で

- 単身でお住まいの方
- 高齢者のみでお住まいの方

**訪問回数** / 月1回、週1回または週2回

※ご希望の方は、安心コール（5432-1010）までお電話ください。  
申請書をお送りいたします。



### 3 ボランティアによる訪問援助サービス <実費相当分負担>

ボランティアが訪問し、電球の交換や簡単な荷物の移動、  
代筆・代読など簡単なお手伝いをいたします。ご利用に  
当たっては、お電話での事前登録が必要です。

**対象者** / 世田谷区内在住の65歳以上で

- 単身でお住まいの方
- 高齢者のみでお住まいの方
- 日中ひとりで家にいる方





貼って安心!

事前登録制

# 高齢者見守りステッカー



見守りステッカーを靴や衣類、杖など身の回りの物に貼り付けておきましょう。高齢者の方が、外出先から自宅に帰れず、警察などに保護されたとき、迅速に緊急連絡先に連絡することができます。

緊急時には、登録した内容を区から警察などに情報提供します。

こちらの登録番号から緊急連絡先へご連絡します。



(実物大)



【対象】以下の①、②をすべて満たす方

- ① 区内に住民登録のある方。
- ② 要介護1以上の認定を受け、認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態の方。

【配付物】見守りステッカー 1人20枚

【費用】無料

【登録内容】住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先(2名)

お申し込み・お問い合わせは、

## 高齢者安心コール

電話 **03-5432-1010**

FAX **03-5432-1030**

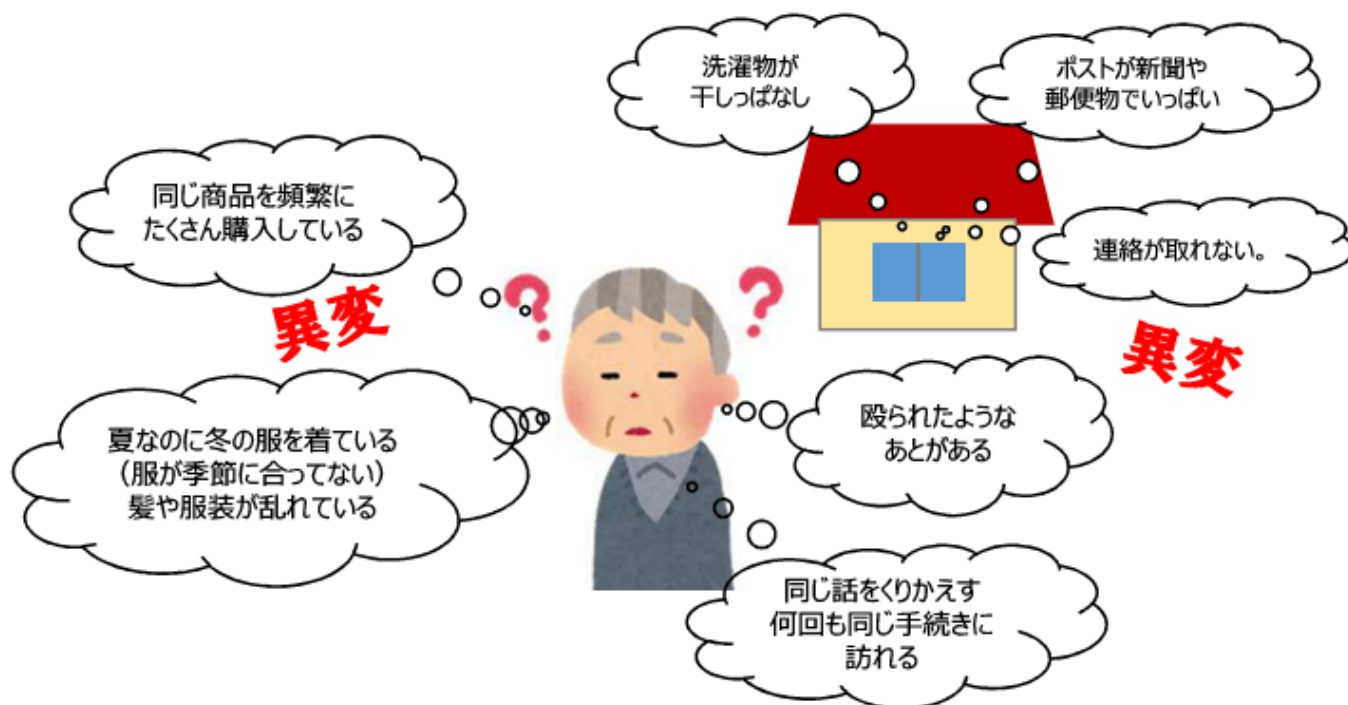
24時間365日対応



[担当部署]世田谷区高齢福祉部 高齢福祉課 TEL 5432-2407 FAX 5432-3085

# 高齢者見守り協定 締結事業者募集中

区と高齢者見守り協定を締結し、安心・安全な地域づくりにご協力いただける事業者を募集しています。



- 店舗での接客時
  - 配達等での訪問時 など
- 日常の業務のなかで気づいた異変をお知らせください。

**地域の高齢者の見守りにご協力をお願いします。**

## 高齢者見守り協定の取り組み

- ① 日常業務の中で、高齢者の異変に気がついたときは、区にご連絡ください。
- ② 高齢者見守りの情報共有を目的とした連絡協議会（年1回程度）への出席をお願いします。
- ③ その他業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者の見守りにご協力ください。

ご相談・問合せ

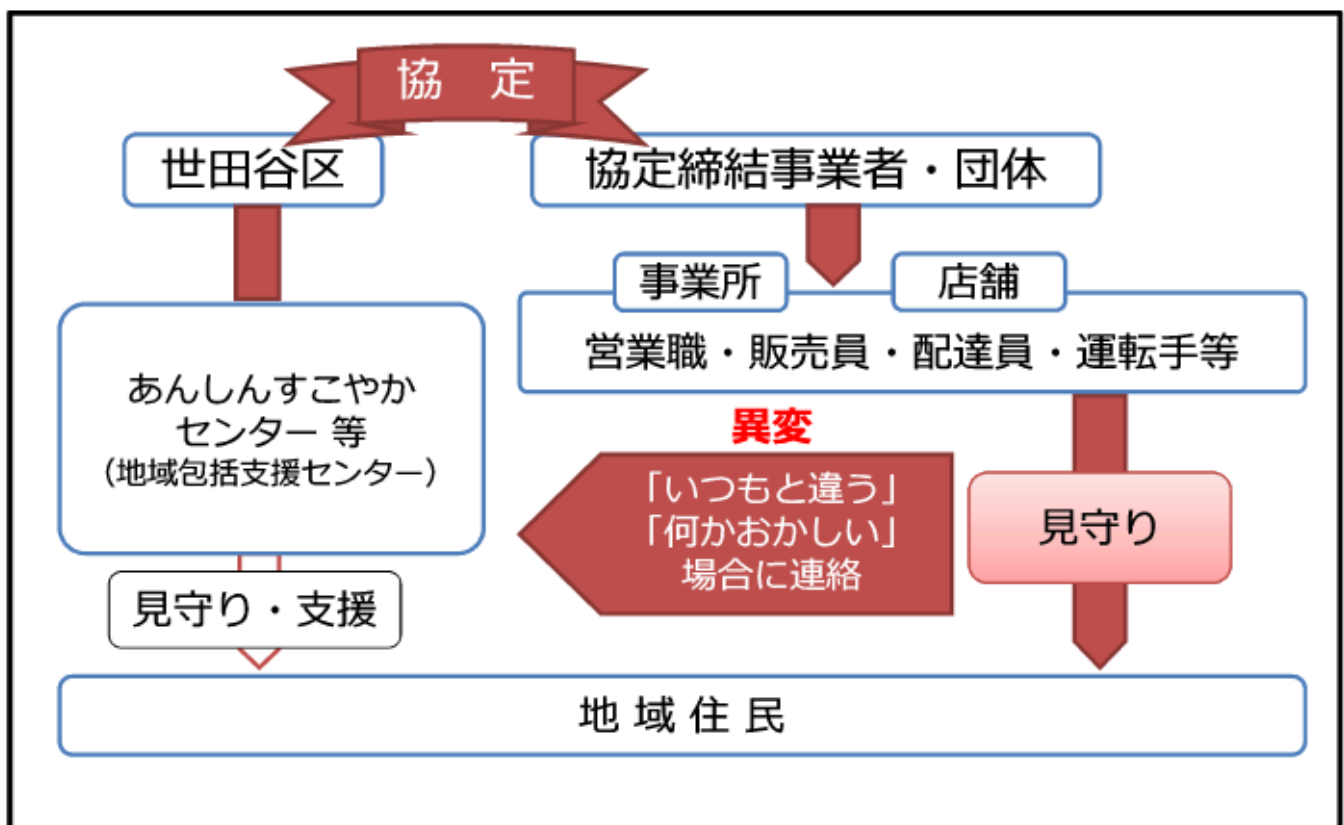
世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課 事業担当

〒154-8504世田谷区世田谷4-21-27 TEL 03-5432-2407 FAX03-5432-3085

## ご応募いただきたい事業者

- 世田谷区内で複数の店舗や事業所を有するなど、高齢者の日常生活圏域で事業活動を行っていること。
- 日常業務において高齢者と接する機会が多く、協定書に定める見守り活動の趣旨を理解し、円滑に実施できること。  
ただし、高齢者の見守り及び介護サービスを主たる事業として営む事業者並びに医療機関は除く。
- 政治及び宗教活動を事業目的とする事業者・団体ではないこと。
- 法令及び公序良俗に反する行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。

## 取組のイメージ





# 地域で高齢者を見守り 孤立を防ごう!!

— 孤立死ゼロをめざして —



お元気ですか?

## 気になる方はいませんか?

最近、元気がない。様子がなんとなくおかしい。
定期的な外出先がない。近隣との交流がない。
必要な福祉のサービスを利用していない。
高齢者クラブやミニデイの会合に顔を見せなくなった。
家の中や周りに色々な物が置きっぱなしになっている。
洗濯物が干しっぱなしになっている。
庭や家屋の手入れがされなくなった。
日中でも雨戸やカーテンが閉まりっぱなしになっている。
新聞や郵便が溜まっている。
最近、姿を見かけない。
電灯がつきっぱなし、あるいは夜になってもつかない。
電話や訪問に回答がない。

こんにちは!!



見守り、支えあい、  
誰もが安心して暮らせる  
住みやすいまちを  
つくりましょう

まず、「おはよう」「こんにちは」のあいさつからはじめましょう



「心配」「気になる」時は、お気軽に  
「あんしんすこやかセンター」あるいは「保健福祉課」へ連絡してください

世田谷区



# 相談・連絡窓口一覧

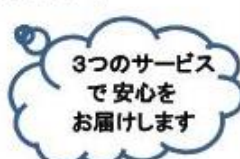
2020.11現在

地域	あんしんすこやかセンター	電話番号	FAX番号	所在地	担当区域	保健福祉センター
世田谷	池尻	5433-2512	3418-5261	池尻3-27-21	池尻1~3丁目、池尻4丁目(1~32番)、三宿	世田谷保健福祉センター 保健福祉課 TEL 5432-2850 FAX 5432-3049
	太子堂	5486-9726	5486-9750	太子堂2-17-1	太子堂、三軒茶屋1丁目	
	若林	5431-3527	5431-3528	若林1-34-2	若林、三軒茶屋2丁目	
	上町	5450-3481	5450-8005	世田谷1-23-5	世田谷、桜、弦巻	
	経堂	5451-5580	5451-5582	宮坂1-44-29	宮坂、桜丘、経堂	
	下馬	3422-7218	3414-5225	下馬4-13-4	下馬、野沢	
	上馬	5430-8059	5430-8085	上馬4-10-17	上馬、駒沢1・2丁目	
北沢	梅丘	5426-1957	5426-1959	梅丘1-61-16	代田1~3丁目、梅丘、豪徳寺	北沢保健福祉センター 保健福祉課 TEL 6804-8701 FAX 6804-8813
	代沢	5432-0533	5433-9684	代沢5-1-15	代沢、池尻4丁目(33~39番)	
	新代田	5355-3402	3323-3523	羽根木1-6-14	代田4~6丁目、羽根木、大原	
	北沢	5478-9101	5478-8072	北沢2-8-18	北沢	
	松原	3323-2511	5300-0212	松原2-28-21	松原	
	松沢	3325-2352	5300-0031	赤堤5-31-5	赤堤、桜上水	
玉川	奥沢	6421-9131	6421-9137	奥沢3-15-7	東玉川、奥沢1~3丁目	玉川保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3702-1894 FAX 5707-2661
	九品仏	6411-6047	6411-6048	奥沢7-35-4	玉川田園調布、奥沢4~8丁目	
	等々力	3705-6528	3703-5221	等々力2-28-5 ※1	玉堤、等々力、尾山台	
	上野毛	3703-8956	3703-5222	中町2-33-11	上野毛、野毛、中町	
	用賀	3708-4457	3700-6511	用賀2-29-22	上用賀、用賀、玉川台	
	二子玉川	5797-5516	3700-0677	玉川4-4-5	玉川、瀬田	
	深沢	5779-6670	3418-5271	駒沢4-33-12	駒沢3~5丁目、駒沢公園、新町、桜新町、深沢	
砧	祖師谷	3789-4589	3789-4591	祖師谷4-1-23	祖師谷、千歳台1・2丁目	砧保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3482-8193 FAX 3482-1796
	成城	3483-8600	3483-8731	成城6-3-10	成城	
	船橋	3482-3276	5490-3288	船橋4-3-2	船橋、千歳台3~6丁目	
	喜多見	3415-2313	3415-2314	喜多見5-11-10	喜多見、宇奈根、鎌田	
	砧	3416-3217	3416-3250	砧5-8-18	岡本、大蔵、砧、砧公園	
烏山	上北沢	3306-1511	3329-1005	上北沢4-32-9	上北沢、八幡山	烏山保健福祉センター 保健福祉課 TEL 3326-6136 FAX 3326-6154
	上祖師谷	5315-5577	3305-6333	上祖師谷2-7-6	上祖師谷、粕谷	
	烏山	3307-1198	3300-6885	南烏山6-2-19	給田、南烏山、北烏山	

あんしんすこやかセンターの窓口開設時間：月曜日から土曜日(祝日・12月29日~1月3日を除く)の午前8時30分から午後5時

※1 等々力あんしんすこやかセンターは、令和3年1月頃に等々力3-4-1(玉川総合支所2階)に移転予定です。

高齢者安心コール(☎5432-1010 FAX 5432-1030) お気軽にご相談ください。

<p>①電話相談サービス(無料) お困り事の相談を、24時間365日電話でお受けいたします。高齢者の見守りに関するご相談も受け付けます。 対象者/世田谷区内在住の65歳以上の方、またはそのご親族やご近所の方</p> <p>②電話訪問による見守りサービス(無料) 定期的にお電話をして、お体の具合や日常生活におけるお困り事などの相談をお受けいたします。 対象者/世田谷区内在住の65歳以上の ●ひとりでお住まいの方 ●高齢者だけでお住まいの方 訪問回数/月1回、週1回または週2回</p> <p>③ボランティアによる訪問援助サービス(実費負担あり) 登録ボランティアがお宅を訪問し、簡単なお手伝いをします。 対象者/世田谷区内在住の65歳以上の ●ひとりでお住まいの方 ●高齢者だけでお住まいの方 ●日中おひとりである方</p>	 <p>3つのサービス で安心を お届けします</p>
---	--

【お問い合わせ先】 高齢福祉部 高齢福祉課 事業担当  
☎5432-2407 FAX 5432-3085

## 世田谷区消費者安全確保地域協議会について

消費者安全法の改正（平成26年6月公布、平成28年4月施行）を受け、高齢者の消費者被害を防止するための見守りネットワークとして、世田谷区では平成29年10月に都内で5番目（23区では4番目）に発足しました。

世田谷区高齢者見守り協定連絡協議会に参加されている事業者の皆様をはじめ、民生委員・児童委員、消費生活課登録啓発ボランティアなどを構成員とし、消費者被害の動向の共有、情報交換など様々な立場からの見守りの連携を図っています。

高齢者の消費者被害未然防止に資するため、高齢者の身近にいる皆様にご理解いただきたいポイントなどをまとめた資料を添付いたしました。職場等でぜひご回覧いただきたく、また、消費者被害が疑われる事例等がみられましたら、消費生活センターにご相談するよう促していただきたく存じます。

消費者安全確保地域協議会の取り組みにお力添えを賜りますよう、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

資料1 世田谷区消費者安全確保地域協議会設置要領

資料2 消費生活相談員からの「高齢者見守りワンポイントアドバイス」

冊子 高齢者をみんなで見守りましょう

冊子 わが家の悪質商法撃退マニュアル

担当 経済産業部消費生活課  
世田谷区太子堂2-16-7  
世田谷区役所三軒茶屋分庁舎3階  
電話 03-3410-6523

## ○世田谷区消費者安全確保地域協議会設置要領（平成29年9月1日29世消生第92号）

## 世田谷区消費者安全確保地域協議会設置要領

平成29年9月1日

29世消生第92号

改正 平成30年3月13日29世消生第210号

## （設置及び目的）

第1条 この要領は、消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、世田谷区消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営並びに世田谷区における消費者の安全確保に係る対応について、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協議会）

第2条 協議会は、世田谷区及び関係団体、関係機関等が連携して、消費者被害の未然防止及び消費者安全の確保を図り、構成員相互の情報共有及び協力体制を構築、強化することを目的として必要な作業及び検討を行う。

## （活動）

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- （1） 消費者被害の防止に関する地域、各構成団体、機関等への啓発及び普及
- （2） 消費者被害防止に関する情報交換及び研修
- （3） 前2号に掲げるもののほか、消費者被害防止や消費者見守りの取り組みに関する事項及び課題の解決に必要なこと。

## （構成）

第4条 協議会の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 協議会に会長を置き、消費生活課長がその職を務める。
- 3 会長は協議会を総理する。
- 4 協議会に副会長を置き、高齢福祉課長がその職を務める。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 会長は、第1項に定める構成員のほか、必要と認める団体、機関、庁内関係所管の課長等を構成員として加えることができる。また、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

## （協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として公開とする。ただし協議会は、非公開が適当と認めた際には、非公開とすることができる。

## （秘密の保持）

第6条 協議会の構成員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

## （庶務）

第7条 協議会の庶務は、経済産業部消費生活課において処理をする。



(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日29世消生第210号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別表1)

世田谷区消費者安全確保地域協議会構成員

(◎=会長、○=副会長)

総合支所保健福祉課長 (代表)
総合支所生活支援課長 (代表)
総合支所健康づくり課長 (代表)
経済産業部消費生活課長 (◎)
高齢福祉部高齢福祉課長 (○)
高齢福祉部介護予防・地域支援課長
社会福祉協議会地域社協課長
あんしんすこやかセンター管理者 (代表)
高齢者見守り協定に係る連絡協議会設置要領 (平成28年3月1日27世高福第896号) 別表1に掲げる見守り協定締結事業者

## 消費生活相談員からの「高齢者見守りワンポイントアドバイス」

## 〈最近多発している高齢者消費生活トラブル〉

## 1 訪問によるトラブル

- ① 自然災害が多発したことや、家の老朽化により、家に不安を持つ高齢者が多いことに付け込み、「近くで工事しているが、屋根が壊れているのが見えた」「保険金の申請で無料で工事できる」などと言って訪問し、高額な家の改修工事をさせられる悪質商法が多発しています。「無料で不要なアンテナを撤去します」というチラシを投函するケースもあります。一度の工事では終わらず、後から次々と不要な工事をさせられる「次々販売」に移行するケースもあります。
- ② いわゆる「終活」にかこつけ、数十年前に購入した地方の別荘地等の売却話を持ちかけ、新たに高額な不動産を購入させる「原野商法の二次被害」も発生しています。
- ③ 判断が低下した高齢者には、布団や浄水器等の次々販売もあります。

\* 損害保険会社におかれましては、引き続き保険金申請に関し、ご注意ください。

\* 銀行・信用金庫等の金融機関におかれましては、高齢者が不自然にまとまった引き出しをする際、お声掛けいただけますと被害を未然に防げます。

## 2 インターネット関連トラブル

最近では高齢者もネットを利用する方が増え、ネット関連のトラブルも急増しています。

- ① 無料サイトにアクセスしたら、いきなり高額請求する「ワンクリック詐欺」や身に覚えのない未納料金を請求する「架空請求」の他、
  - ② 最近多いのは、ネット利用中に突然「あなたのパソコンはウイルス感染の危険がある、すぐにウイルス対策ソフトを購入する必要がある」と警告表示を出し、海外の偽セキュリティソフトを購入させるというトラブルです。
  - ③ 更に最近、「お金をあげる」等という詐欺メールに返信したことがきっかけで、手続き費用等と称して金銭を詐取されるケースが発生しており、世田谷区では最終的に200万円も払ってしまったという、70代の相談者のケースもありました。
- ⇒このようなネット関連詐欺の場合、支払い方法は「電子マネー」が主流になっています。コンビニで販売しているプリペイド型電子マネー（電子ギフト券）を購入するよう指示し、識別番号を伝えさせてバリューを搾取します。

\* コンビニエンスストア関係者の皆様には、高齢者が不自然に高額な電子マネーを店頭で購入する際には、騙されている可能性が高いため、ぜひ一言お声かけください。

### 3 その他、悪質な電話勧誘や送り付け商法などのトラブルも多発しています。

\* 宅配業務で高齢者に荷物を届ける際に、送り主に心当たりがない、もしくは困惑する様子などがありましたら、受け取りを一旦保留して消費生活センターに相談するよう促して頂くと助かります。

#### <高齢者の見守りのポイント>

高齢者トラブルの発生場所は「自宅」が多いので、家の様子で不審なところがないか気づいて頂くことが大切です。

例えば

- ① 家に見慣れない人が出入りしていないか
- ② 突然工事が始まったりしていないか
- ③ 不審な郵便物や荷物が届いていないか
- ④ 同種の商品が過量に置かれていたり、不審な書面や名刺が自宅に置かれていないか、等です。

\* 本人とのやり取りで、いつもと様子が違う、判断力の衰えが気になる、困りごとがあるようだ、ということがありましたら「どうなさいましたか？」とさりげなくお声掛けください。そして、消費者被害の可能性を察知された場合は、消費生活センターに相談するようにお話してください。

\* 工事が終わっていたり、商品を使用していても被害回復が可能な場合があります。クーリングオフ期間が過ぎていてもあきらめずにご相談ください。

#### 世田谷区消費生活センター

相談専用電話：03-3410-6522

高齢者（65歳以上）専用電話：03-5486-6501

月曜～金曜 午前9時～午後4時30分

土曜 午前9時～午後3時30分

祝・休日、年末年始を除く

日曜・祝日は消費者ホットライン 188 午前10時～午後4時（国民生活センター）

※年末年始を除く

\* 世田谷区消費生活センターでは、65歳以上の相談者を優先的に受ける「高齢者専用電話」を設けております。（当事者が65歳以上であれば、見守りの方からの相談も可能です。）

# 行方不明通報時対応フロー

令和3年10月8日令和3年度第1回  
(仮称)セーフティーネットについて  
検討する部会 資料5

家族等より行方不明発生のお知らせ

## あんしんすこやかセンター

### ・警察への届出が済んでいるかを確認する。

・区役所が行う対応（以下、①～③）を希望するか確認する。

**区内検索**①区内への情報提供、②世田谷区24時間安全安心パトロール

**区外検索**③東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」

・①～③のいずれか1つでも希望する場合は、様式1「行方不明者検索依頼」をもとに聞き取りを行い、保健福祉課へ電話連絡し伝える。（写真がある場合も保健福祉課へ送付する。）

### ※時間外・休日に通報を受けた場合

基本的に翌日以降開庁日の対応となる。ただし、②世田谷区24時間安全安心パトロールについては、**緊急・重要案件（※）**に限り、対応が可能。**緊急・重要案件（※）**の対象となるかについては、**必ず保健福祉課に判断を仰ぐこと**。巡視室（5432-2999または、5432-2072）へ連絡し、行方不明高齢者の通報を受けたため、保健福祉課と連絡が取りたい旨を伝える。

### ※緊急・重要案件について

■ 特異行方不明者を対象とする。【根拠：行方不明者発見活動に関する規則】

- ① 殺人、誘拐等の犯罪により、生命身体に危険が生じている者
- ② 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれのある者
- ③ 水難、交通事故等の事故に遭遇しているおそれのある者
- ④ 遺書、そのほかの言動から自殺のおそれがある者
- ⑤ 精神障害、危険物所持、その他の理由により生命身体に危険が生じている者
- ⑥ 病人、高齢者等で自救無能力のため生命身体に危険が生じている者

## 保健福祉課

あんしんすこやかセンターからの連絡をもとに、様式1「行方不明者検索依頼」作成する。その後、様式1「行方不明者検索依頼」を介護予防・地域支援課へ送付する。

## 介護予防・地域支援課

様式1「行方不明者検索依頼」をもとに対応する。

①区内への情報提供

②世田谷区24時間安全安心パトロールを依頼

③東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」に情報を登録

FAX・電話

あんしんすこやかセンター

地域生活安全課

東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」

メール

世田谷区役所全所属

24時間安全安心パトロール

都内自治体、近隣県(千葉、埼玉、神奈川、栃木、群馬、茨城)、警視庁

区内を巡回

**令和3年10月8日 令和3年度第1回  
(仮称) セーフティーネットについて検討する部会 資料6**

見守りネットワーク施策に関する各種統計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4~6月分実績)
<b>1. 行方不明対応件数 (あんすこ)</b>				
行方不明対応件数※1	-	-	-	4
内実人数※1	-	-	-	4
※1 令和3年度より統計調査を開始				
<b>2. あんしん見守り事業 (あんすこ)</b>				
見守り相談実人数	6,765	6,977	6,525	1,163
見守り相談延人数	23,891	25,009	23,923	5,508
延人数の内 見守り終了人数	6,096	6,155	5,861	611
延人数の内 見守り継続人数	17,795	18,854	18,062	4,897
見守りボランティア登録人数	213	221	226	215
ボランティア訪問利用人数	68	45	71	52
<b>3. 東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」利用</b>				
登録件数	6	1	2	2
<b>4. 高齢者見守りステッカー (高齢福祉課)</b>				
年度末登録人数	249	333	378	379
通報対応件数	10	8	4	3
<b>5. せたがやはいかい SOS ネットワーク (社協)</b>				
利用者人数 (事前登録者の実人数)	65	75	86	89
メール配信件数	3 ※2	5	4	1
発見協力者人数	560	585	606	609
内新規登録者人数	12	25	20	3
※2 3件のうち2件は配信前に発見されたため未配信となる。 (各年度とも、発見協力者が本人を発見するには至っていない。) 出典：世田谷区社会福祉協議会発行「事業計画・予算書」(平成30年～令和2年まで)				

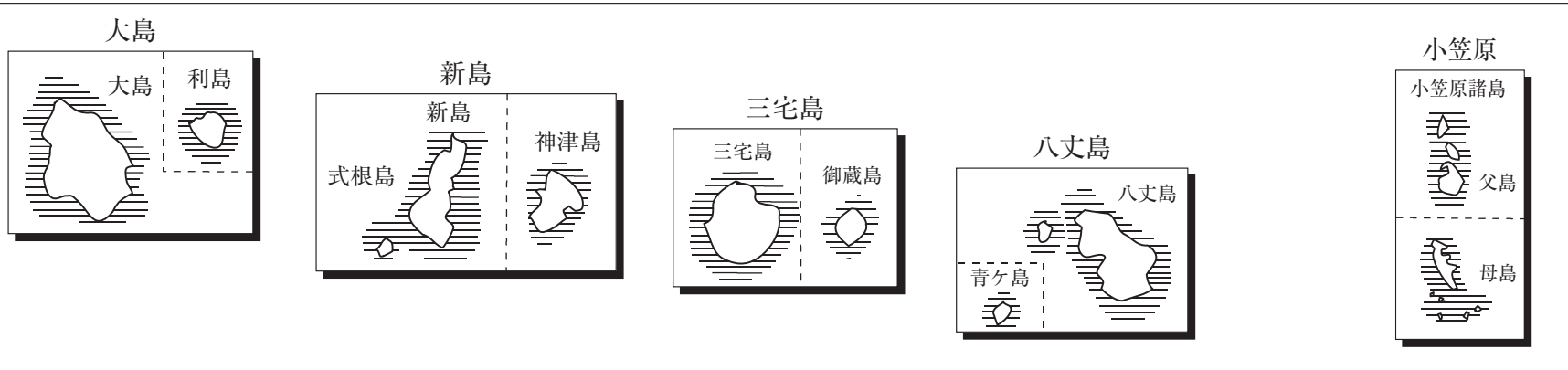
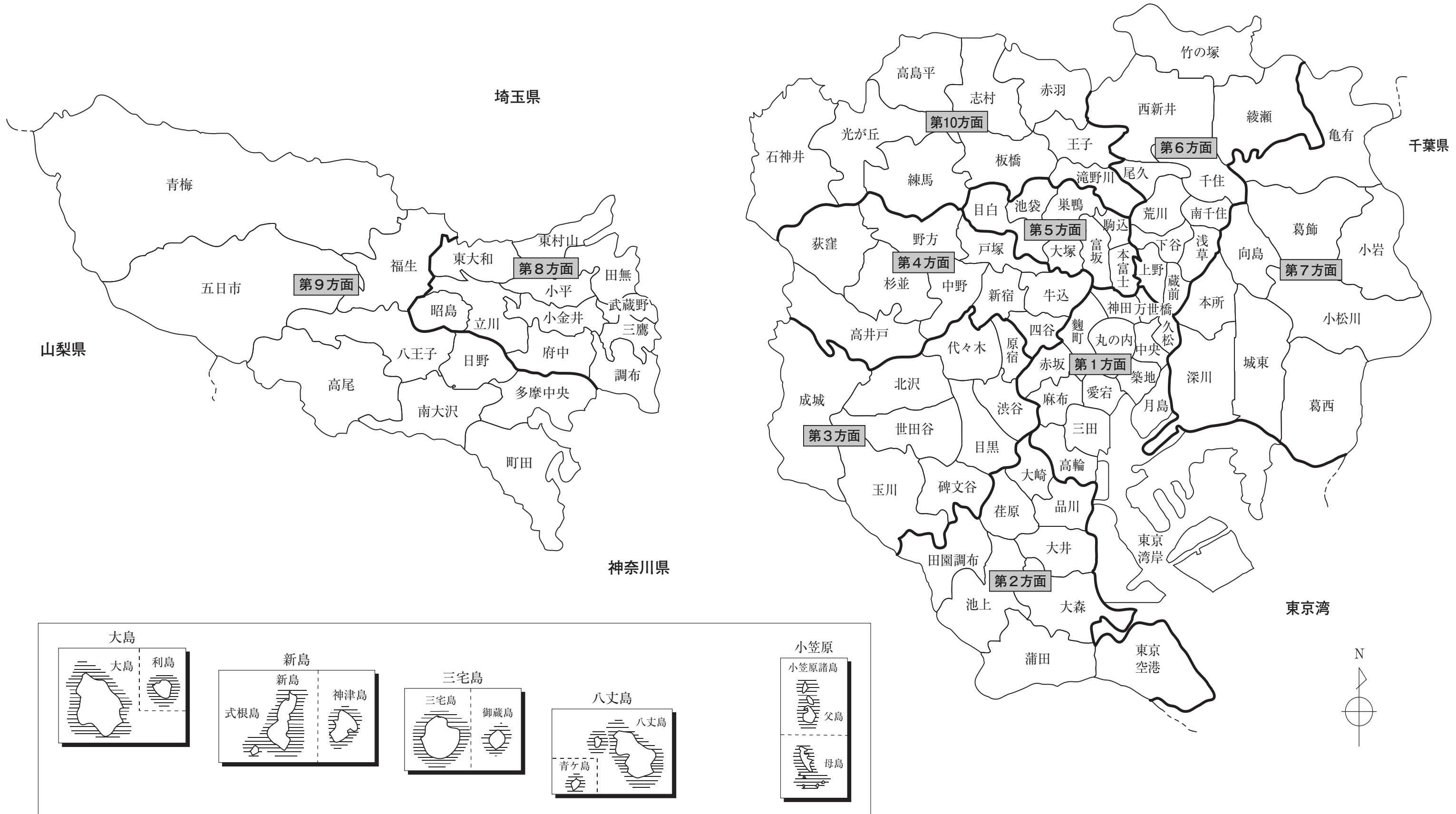


# 警視庁の統計

令和2年  
(2020年)

警視庁管内

(方面及び警察署)



注 島部は第1方面に含まれるが、統計表においては別立てとした。

# 警 視 庁 の 統 計

令 和 2 年

( 2020年 )



# 警 視 庁

令 和 3 年 刊 行



- 1 この統計書は、令和2年中の警視庁統計資料を総合的に収録したものである。
- 2 この統計書は、統計表のほかに統計図表を加え、主要な事項についての年次比較表も添付して、利用の便宜を図った。
- 3 この統計書の内容は、警視庁管内の実態、110番と緊急配備、交通事故、交通取締、運転免許、交通安全施設、刑法犯、特別法犯、暴力団、少年、鑑識、保護、広報及び相談、留置管理、拾得物及びその他の16項目に区分して編集した。
- 4 この統計書の数値は、特に断りのない限り暦年間（1月から12月）又は年末現在の事実を示す。
- 5 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」…………… 皆無であるか又は該当数値のないもの
  - 「△」…………… 負数（減少したもの）
  - 「r」…………… 訂正数値
- 6 この統計書の構成比の数値は、四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがある。

本書についての問合せ先

警視庁総務部文書課史料編さん係（統計担当）

電話 代表 03-3581-4321

内線 7117-5513

内容につきましては、警視庁のホームページにも掲載しておりますので、御利用ください。

アドレス <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

「警視庁について」→「発生状況・統計」→「警視庁の統計」

（令和4年4月1日～ <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/>）

第113表 行方不明者

	行方不明者届受理数						発見					
	総数		少年		成人		総数		少年		成人	
	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女
<b>総数</b>	<b>5,313</b>	<b>1,918</b>	<b>967</b>	<b>475</b>	<b>4,346</b>	<b>1,443</b>	<b>6,025</b>	<b>2,025</b>	<b>975</b>	<b>489</b>	<b>5,050</b>	<b>1,536</b>
<b>本部</b>	-	-	-	-	-	-	256	54	13	11	243	43
<b>1~7・10方面計</b>	<b>3,573</b>	<b>1,295</b>	<b>624</b>	<b>301</b>	<b>2,949</b>	<b>994</b>	<b>4,145</b>	<b>1,408</b>	<b>635</b>	<b>323</b>	<b>3,510</b>	<b>1,085</b>
<b>第1方面</b>	<b>167</b>	<b>63</b>	<b>27</b>	<b>11</b>	<b>140</b>	<b>52</b>	<b>269</b>	<b>72</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>237</b>	<b>60</b>
麴町	8	5	3	2	5	3	10	4	1	1	9	3
丸の内	4	2	1	-	3	2	39	14	8	3	31	11
神田	12	4	-	-	12	4	26	7	2	1	24	6
万世橋	12	5	1	1	11	4	54	10	9	4	45	6
中央	7	1	1	-	6	1	24	5	4	2	20	3
久松	11	5	-	-	11	5	12	5	-	-	12	5
築地	9	4	-	-	9	4	5	1	1	-	4	1
月島	14	6	4	1	10	5	7	2	2	-	5	2
愛宕	6	4	1	1	5	3	31	10	2	1	29	9
三田	17	8	6	3	11	5	4	2	-	-	4	2
高輪	23	8	5	1	18	7	13	2	2	-	11	2
麻布	19	6	1	1	18	5	19	3	-	-	19	3
赤坂	8	1	-	-	8	1	10	3	-	-	10	3
東京湾岸	17	4	4	1	13	3	15	4	1	-	14	4
<b>第2方面</b>	<b>461</b>	<b>164</b>	<b>61</b>	<b>31</b>	<b>400</b>	<b>133</b>	<b>491</b>	<b>150</b>	<b>51</b>	<b>30</b>	<b>440</b>	<b>120</b>
品川	23	13	3	2	20	11	48	18	4	4	44	14
大井	27	9	4	1	23	8	49	14	6	3	43	11
大崎	39	18	8	3	31	15	31	7	2	-	29	7
桂原	51	16	5	4	46	12	54	14	6	4	48	10
大森	65	15	7	4	58	11	100	25	7	4	93	21
田園調布	44	15	4	2	40	13	16	8	2	1	14	7
蒲田	138	49	18	7	120	42	148	48	16	10	132	38
池上	71	27	11	7	60	20	35	12	8	4	27	8
東京空港	3	2	1	1	2	1	10	4	-	-	10	4
<b>第3方面</b>	<b>434</b>	<b>168</b>	<b>78</b>	<b>32</b>	<b>356</b>	<b>136</b>	<b>519</b>	<b>195</b>	<b>97</b>	<b>52</b>	<b>422</b>	<b>143</b>
世田谷	51	20	6	3	45	17	63	22	7	3	56	19
北沢	40	16	8	3	32	13	30	10	1	1	29	9
玉川	71	23	15	4	56	19	68	23	14	4	54	19
成城	93	43	16	9	77	34	88	34	14	9	74	25
目黒	36	14	9	4	27	10	41	12	4	1	37	11
文谷	54	17	9	4	45	13	39	15	7	3	32	12
碑洗谷	43	22	5	3	38	19	109	50	28	21	81	29
原宿	11	3	-	-	11	3	30	13	7	4	23	9
代々木	35	10	10	2	25	8	51	16	15	6	36	10
<b>第4方面</b>	<b>391</b>	<b>144</b>	<b>70</b>	<b>45</b>	<b>321</b>	<b>99</b>	<b>615</b>	<b>241</b>	<b>100</b>	<b>70</b>	<b>515</b>	<b>171</b>
牛込	44	14	3	2	41	12	71	22	6	3	65	19
新宿	26	13	6	4	20	9	195	79	34	28	161	51
戸塚	25	10	9	4	16	6	47	14	7	3	40	11
四中	9	4	-	-	9	4	52	20	8	4	44	16
野方	54	22	10	9	44	13	56	22	7	6	49	16
杉並	39	17	9	7	30	10	47	22	10	8	37	14
高井戸	79	35	18	13	61	22	77	36	18	14	59	22
荻窪	50	13	8	3	42	10	44	17	6	2	38	15
<b>第5方面</b>	<b>221</b>	<b>93</b>	<b>42</b>	<b>21</b>	<b>179</b>	<b>72</b>	<b>280</b>	<b>105</b>	<b>37</b>	<b>20</b>	<b>243</b>	<b>85</b>
富坂	36	9	8	1	28	8	22	6	3	-	19	6
大本塚	14	7	6	3	8	4	4	3	2	2	2	1
富士	22	12	9	3	13	9	7	2	-	-	7	2
駒込	14	8	2	2	12	6	33	13	3	1	30	12
巢鴨	40	14	5	3	35	11	60	25	7	4	53	21
池袋	46	21	5	3	41	18	91	28	11	4	80	24
目白	49	22	7	6	42	16	63	28	11	9	52	19

注 「発見」は、他府県警察が受理(手配)した行方不明者の数を含む。

数値：生活安全総務課

# の取扱状況(警察署別)

	行方不明者届受理数						発見					
	総数		少年		成人		総数		少年		成人	
	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女
<b>第10方面</b>	<b>652</b>	<b>235</b>	<b>116</b>	<b>54</b>	<b>536</b>	<b>181</b>	<b>601</b>	<b>214</b>	<b>90</b>	<b>45</b>	<b>511</b>	<b>169</b>
滝野川	39	14	7	2	32	12	49	15	10	5	39	10
王子	72	26	11	3	61	23	74	21	9	1	65	20
赤板	61	28	8	3	53	25	67	29	8	4	59	25
志村	79	35	16	11	63	24	72	25	8	5	64	20
高島	65	25	10	6	55	19	71	25	8	4	63	21
練馬	82	24	14	6	68	18	54	19	7	4	47	15
光丘	62	14	9	1	53	13	10	4	2	2	8	2
石神井	79	24	14	7	65	17	64	27	13	8	51	19
<b>第6方面</b>	<b>483</b>	<b>171</b>	<b>82</b>	<b>46</b>	<b>401</b>	<b>125</b>	<b>746</b>	<b>245</b>	<b>105</b>	<b>50</b>	<b>641</b>	<b>195</b>
上下野	6	3	-	-	6	3	84	21	14	5	70	16
浅草	17	6	1	1	16	5	22	5	1	-	21	5
蔵前	53	22	2	1	51	21	78	21	8	2	70	19
尾久	31	10	2	1	29	9	103	49	7	4	96	45
南千住	26	7	2	-	24	7	20	8	1	-	19	8
荒川	19	7	2	-	17	7	28	9	2	-	26	9
千住	39	13	4	2	35	11	63	13	3	-	60	13
新井	42	13	8	3	34	10	56	20	8	4	48	16
西新井	70	18	13	8	57	10	101	37	11	7	90	30
綾瀬	86	38	22	17	64	21	90	34	27	19	63	15
<b>第7方面</b>	<b>764</b>	<b>257</b>	<b>148</b>	<b>61</b>	<b>616</b>	<b>196</b>	<b>624</b>	<b>186</b>	<b>123</b>	<b>44</b>	<b>501</b>	<b>142</b>
深川	49	21	9	3	40	18	45	19	8	2	37	17
城東	122	40	21	12	101	28	82	25	19	10	63	15
本所	57	20	6	-	51	20	57	14	9	1	48	13
向島	82	37	9	5	73	32	67	28	9	4	58	24
亀有	106	36	30	10	76	26	11	5	4	1	7	4
飾川	107	40	23	9	84	31	137	39	26	6	111	33
小川	77	15	13	6	64	9	79	18	10	6	69	12
西	95	28	24	12	71	16	104	27	24	10	80	17
岩	69	20	13	4	56	16	42	11	14	4	28	7
<b>8~9方面計</b>	<b>1,728</b>	<b>618</b>	<b>341</b>	<b>173</b>	<b>1,387</b>	<b>445</b>	<b>1,622</b>	<b>562</b>	<b>327</b>	<b>155</b>	<b>1,295</b>	<b>407</b>
<b>第8方面</b>	<b>901</b>	<b>325</b>	<b>168</b>	<b>84</b>	<b>733</b>	<b>241</b>	<b>803</b>	<b>287</b>	<b>151</b>	<b>75</b>	<b>652</b>	<b>212</b>
昭島	62	25	11	6	51	19	61	24	15	9	46	15
立川	85	31	13	6	72	25	112	28	15	6	97	22
大和	94	37	22	10	72	27	87	31	19	9	68	22
府中	82	28	15	6	67	22	78	22	13	4	65	18
小金井	95	28	15	7	80	21	86	30	26	14	60	16
小田	119	52	22	13	97	39	128	53	19	10	109	43
小平	49	6	5	-	44	6	9	2	1	1	8	1
東村山	75	18	13	4	62	14	68	24	8	2	60	22
武蔵野	60	23	15	6	45	17	53	17	10	4	43	13
三鷹	90	38	20	13	70	25	39	21	6	5	33	16
調布	90	39	17	13	73	26	82	35	19	11	63	24
<b>第9方面</b>	<b>827</b>	<b>293</b>	<b>173</b>	<b>89</b>	<b>654</b>	<b>204</b>	<b>819</b>	<b>275</b>	<b>176</b>	<b>80</b>	<b>643</b>	<b>195</b>
青島	68	27	16	10	52	17	88	35	16	10	72	25
五日市	20	7	6	5	14	2	25	7	7	4	18	3
福生	103	39	23	11	80	28	89	24	18	3	71	21
八王子	132	39	18	11	114	28	126	39	19	9	107	30
高尾	82	27	15	7	67	20	106	45	29	18	77	27
南大沢	87	27	19	6	68	21	89	24	17	7	72	17
町田	197	72	46	19	151	53	195	67	44	17	151	50
日野	64	23	21	12	43	11	51	15	18	8	33	7
多摩中央	74	32	9	8	65	24	50	19	8	4	42	15
<b>島部</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>1</b>
大島	2	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
新島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅島	5	2	1	1	4	1	-	-	-	-	-	-
八丈島	5	2	1	-	4	2	2	1	-	-	2	1





第114表 保護した行方不明者の

原因・動機	総数		少									
			総数		14歳未満		14歳		15歳		16歳	
	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女
総数	1,925	836	450	248	137	65	51	29	70	45	55	37
家庭関係	229	130	169	96	49	20	24	14	27	16	26	20
親子間不和	156	96	124	79	29	14	23	14	17	12	20	17
夫婦間不和	15	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族等叱責	52	20	44	16	20	6	1	-	10	4	6	3
生活苦	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
異性関係	7	3	3	3	1	1	-	-	-	-	1	1
結婚問題	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失恋等	6	3	3	3	1	1	-	-	-	-	1	1
学業関係	22	15	19	14	6	6	4	3	4	2	2	2
受験苦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学業不振	7	3	4	2	1	1	-	-	2	1	-	-
学校嫌い	10	8	10	8	3	3	3	2	2	1	2	2
その他	5	4	5	4	2	2	1	1	-	-	-	-
職業関係	21	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失業・就職難	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業不振	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就転職目的	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
正業忌避	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職場叱責不和	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職場の悩み	16	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病関係	979	403	30	5	8	3	2	-	4	2	3	-
精神障害	60	26	6	2	3	1	1	-	1	1	-	-
知的障害	18	2	7	1	2	1	1	-	-	-	-	-
抑うつ状態	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
身体障害・疾病	91	33	17	2	3	1	-	-	3	1	3	-
認知症	808	341	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯罪関係	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使い込み	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
持ち逃げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯罪発覚恐れ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	516	220	158	94	48	23	16	9	22	16	16	10
放浪癖	22	9	9	5	1	1	2	1	4	1	-	-
都会憧憬	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
芸能等憧憬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
誘惑され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
好奇心	2	1	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-
怠惰放蕩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭事に凝って	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凶悪犯被害	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
事故遭遇	88	39	20	12	2	1	-	-	-	-	1	1
サラ金苦	13	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	389	166	126	75	44	20	14	8	18	15	15	9
不詳	149	63	69	36	25	12	5	3	13	9	7	4

注 保護者等に引き渡すまでの間、一時的に保護した数である。  
 数値：生活安全総務課

# 取扱状況(原因・動機別及び年齢別)

(単位 人)

年						成人							
17歳		18歳		19歳		総数		20~39歳		40~59歳		60歳以上	
総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女	総数	うち)女
54	39	41	19	42	14	1,475	588	298	97	184	72	993	419
21	15	12	8	10	3	60	34	37	17	10	7	13	10
17	13	9	6	9	3	32	17	22	10	4	3	6	4
-	-	-	-	-	-	15	11	7	3	4	4	4	4
4	2	2	1	1	-	8	4	7	3	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	1	-	-	-
-	-	1	1	-	-	3	1	-	-	1	-	2	1
-	-	-	-	1	1	4	-	3	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	1	3	-	2	-	1	-	-	-
1	-	1	-	1	1	3	1	3	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	3	1	3	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	-	19	2	14	1	4	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	-	14	2	9	1	4	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	7	-	5	-	949	398	57	23	70	30	822	345
-	-	-	-	1	-	54	24	28	14	20	8	6	2
-	-	1	-	3	-	11	1	6	-	3	-	2	1
-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	1	-	-	-
1	-	6	-	1	-	74	31	21	7	36	17	17	7
-	-	-	-	-	-	808	341	1	1	10	5	797	335
-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
22	19	16	9	18	8	358	126	146	46	89	31	123	49
-	-	2	2	-	-	13	4	3	-	2	-	8	4
-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
7	5	3	1	7	4	68	27	34	19	16	5	18	3
-	-	-	-	-	-	13	3	8	1	4	1	1	1
15	14	10	6	10	3	263	91	100	25	67	25	96	41
9	5	5	2	5	1	80	27	37	9	10	3	33	15



第115表 保護した行方不明者の

行方不明時住所地	総数	少年									成人				
		総数	未就学児	在学者					有職者	無職者	総数	在学者		有職者	無職者
				小学生	中学生	高校生	大学生	その他				大学生	その他		
総数	1,925	450	14	62	137	132	12	5	21	67	1,475	18	4	181	1,272
数	1,089	202	5	40	60	40	3	3	16	35	887	7	1	136	743
男女	836	248	9	22	77	92	9	2	5	32	588	11	3	45	529
北海道	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	3	2
東北地方	23	3	-	-	-	2	-	-	1	-	20	1	-	7	12
青森	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
岩手	3	3	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-
秋田	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	1	4
宮城	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	1	1
福島	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3
関東地方	959	171	5	40	52	36	1	2	8	27	788	5	1	95	687
茨城	733	200	8	19	66	70	7	2	4	24	533	8	3	35	487
栃木	17	3	-	-	-	2	-	-	-	1	14	-	-	4	10
群馬	14	6	-	1	3	2	-	-	-	-	8	-	-	2	6
埼玉	16	3	-	-	1	-	-	-	-	2	13	-	-	5	8
千葉	7	4	-	-	1	2	-	-	-	1	3	-	-	2	1
東京	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	2	6
神奈川	7	4	-	-	-	4	-	-	-	-	3	-	-	1	2
中部地方	114	12	-	2	5	2	-	1	-	2	102	-	-	17	85
山梨	81	18	-	1	7	7	1	-	1	1	63	1	1	2	59
新潟	59	12	-	1	4	2	-	-	1	4	47	-	-	6	41
富山	30	7	-	2	-	5	-	-	-	-	23	-	1	3	19
岐阜	655	118	4	31	41	23	1	1	4	13	537	2	1	57	477
長野	549	153	8	15	54	47	5	2	3	19	396	5	1	23	367
静岡	90	23	1	6	1	7	-	-	3	5	67	3	-	4	60
愛知	45	8	-	-	1	3	1	-	-	3	37	2	-	2	33
石川	44	10	-	-	6	1	-	-	1	2	34	1	-	14	19
福井	28	13	-	-	4	7	-	-	1	1	15	1	-	3	11
山梨	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
新潟	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
富山	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-
岐阜	4	1	-	-	-	1	-	-	-	-	3	1	-	-	2
長野	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	1
静岡	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知	4	4	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
石川	3	2	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
福井	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	2	7
山梨	4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	3
新潟	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	3	1
富山	6	2	-	-	-	2	-	-	-	-	4	-	-	2	2
岐阜	18	6	-	-	3	1	-	-	1	1	12	-	-	6	6
長野	4	4	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3
石川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

数値：生活安全総務課



## 第116表 保護取扱

署	総 数	精 神 者 錯 乱	自 企 殺 者 図 者	負 傷 者 病 人	迷 い 子	そ の 他
<b>総 数</b>	<b>36,132</b>	<b>4,572</b>	<b>2,033</b>	<b>1,884</b>	<b>23,930</b>	<b>3,713</b>
<b>本 部</b>	<b>39</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>39</b>
<b>1～7・10方面計</b>	<b>26,188</b>	<b>3,219</b>	<b>1,510</b>	<b>1,446</b>	<b>17,252</b>	<b>2,761</b>
<b>第 1 方 面</b>	<b>2,372</b>	<b>358</b>	<b>166</b>	<b>92</b>	<b>1,388</b>	<b>368</b>
麴丸の町	183	42	7	4	98	32
神内	251	17	8	8	148	70
万世橋	81	14	1	1	56	9
中久松	190	24	22	13	90	41
築月島	118	18	7	10	73	10
愛三岩	143	15	12	7	87	22
高麻田	163	33	13	5	91	21
赤坂	180	17	11	5	124	23
東岸	128	31	10	-	69	18
品川	168	26	11	11	90	30
大井	219	33	20	4	138	24
大塚	189	35	15	7	105	27
大塚	163	34	10	8	98	13
大塚	196	19	19	9	121	28
<b>第 2 方 面</b>	<b>3,006</b>	<b>374</b>	<b>121</b>	<b>178</b>	<b>2,066</b>	<b>267</b>
品川	213	22	5	26	145	15
大井	429	52	13	75	267	22
大塚	212	32	23	4	139	14
大塚	273	37	8	5	208	15
大塚	528	36	8	15	404	65
大塚	308	41	25	17	207	18
大塚	531	66	21	16	363	65
大塚	397	44	17	18	279	39
大塚	115	44	1	2	54	14
<b>第 3 方 面</b>	<b>2,897</b>	<b>439</b>	<b>167</b>	<b>136</b>	<b>1,863</b>	<b>292</b>
世田谷	433	78	16	24	288	27
北沢	301	50	20	14	195	22
玉川	453	49	24	37	322	21
成城	494	64	24	16	316	74
目黒	218	41	13	6	142	16
文谷	261	27	14	15	192	13
渋谷	302	59	19	3	156	65
原宿	145	23	14	5	77	26
代々木	290	48	23	16	175	28
<b>第 4 方 面</b>	<b>3,556</b>	<b>461</b>	<b>259</b>	<b>225</b>	<b>2,248</b>	<b>363</b>
牛込	276	40	15	8	177	36
新戸	670	104	88	28	341	109
四塚	268	36	26	9	166	31
中谷	167	26	9	2	113	17
野方	436	45	29	26	306	30
杉方	402	41	20	40	271	30
杉並	512	66	42	47	308	49
高井戸	398	47	17	28	276	30
荻窪	427	56	13	37	290	31
<b>第 5 方 面</b>	<b>1,721</b>	<b>231</b>	<b>146</b>	<b>104</b>	<b>1,071</b>	<b>169</b>
富坂	151	23	10	7	104	7
大本	170	10	21	20	103	16
本富	179	20	19	5	115	20
駒込	129	11	7	7	91	13
巢鴨	299	43	31	16	190	19
池袋	434	81	40	8	238	67
目白	359	43	18	41	230	27

注1 泥酔者等の保護取扱状況は、第118表及び第119表に掲載した。

2 迷い子には、迷い人を含む（第117表も同じ。）。

数値：生活安全総務課



# 状況(警察署別)

(単位 人)

署	総数	精神 錯乱者	自 企 凶 殺 者	負 傷 者 病 人	迷 い 子	そ の 他
<b>第 10 方 面</b>	<b>4,467</b>	<b>490</b>	<b>228</b>	<b>351</b>	<b>3,013</b>	<b>385</b>
滝野川	315	39	19	53	184	20
王子子	452	69	26	39	283	35
赤板羽	399	29	31	23	274	42
板志橋	585	58	39	111	326	51
志高村	414	43	9	22	300	40
高練平	546	49	23	11	420	43
光丘馬	528	69	23	17	381	38
石井	714	80	34	56	487	57
<b>第 6 方 面</b>	<b>3,523</b>	<b>391</b>	<b>186</b>	<b>203</b>	<b>2,344</b>	<b>399</b>
上下野	279	34	30	6	158	51
浅谷	157	19	16	11	102	9
蔵草	281	36	18	19	172	36
尾前	138	16	8	3	102	9
南久	254	27	10	68	127	22
荒住	129	18	6	11	81	13
千川	245	22	8	7	184	24
西住	346	41	17	20	241	27
竹井	641	63	24	21	457	76
綾塚	554	69	19	18	386	62
<b>第 7 方 面</b>	<b>4,646</b>	<b>475</b>	<b>237</b>	<b>157</b>	<b>3,259</b>	<b>518</b>
深川	499	46	30	19	334	70
城東	414	44	21	13	303	33
本所	552	64	28	19	378	63
向島	343	44	24	5	227	43
亀有	376	29	17	14	272	44
・飾	710	101	32	24	453	100
・川	653	42	23	12	510	66
・西	620	60	30	30	455	45
・小	598	45	44	28	398	83
・岩	380	46	18	12	263	41
<b>8 ~ 9 方 面 計</b>	<b>9,857</b>	<b>1,342</b>	<b>516</b>	<b>438</b>	<b>6,654</b>	<b>907</b>
<b>第 8 方 面</b>	<b>5,787</b>	<b>782</b>	<b>258</b>	<b>267</b>	<b>3,997</b>	<b>483</b>
昭島	312	36	20	16	201	39
立川	617	86	26	11	453	41
東和	458	68	16	24	299	51
府中	503	61	18	19	364	41
小金井	614	73	33	83	382	43
小田無	676	82	22	22	501	49
小東平	393	64	21	11	258	39
武蔵山	607	62	34	24	437	50
三鷹	439	80	21	12	305	21
調布	416	63	24	25	278	26
<b>第 9 方 面</b>	<b>4,070</b>	<b>560</b>	<b>258</b>	<b>171</b>	<b>2,657</b>	<b>424</b>
青島	752	107	23	20	519	83
五日	369	40	54	24	208	43
福生	98	15	2	6	66	9
八王子	573	59	39	23	382	70
高尾	648	129	43	20	398	58
南大	439	42	30	40	278	49
町野	379	36	16	15	287	25
日野	863	147	35	30	541	110
多摩	320	41	16	7	218	38
中	381	51	23	6	279	22
<b>島 部</b>	<b>48</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>-</b>	<b>24</b>	<b>6</b>
大島	12	3	2	-	6	1
新島	6	3	1	-	2	-
三宅	6	-	-	-	2	4
八丈	22	5	3	-	13	1
小笠	2	-	1	-	1	-

他自治体の見守りネットワーク施策の比較表

	事前登録	行方不明発生時	特徴	実績
<p>大牟田市</p>	<p><b>対象者</b>                      登録の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。                      (1) 市内に居住する65歳以上の者で、認知症等により行方不明等となるおそれのある者                      (2) 若年性認知症                      (3) その他、市長が特に必要と認める者                      引用：「大牟田市行方不明等のおそれのある認知症高齢者等事前登録実施要綱第2条」より。</p> <p><b>申請者</b>                      登録しようとする対象者、又はその家族等</p> <p><b>情報共有</b>                      ・事前登録情報は、警察署、地域包括支援センターと共有している。                      ・登録時に個人情報の提供、メール配信等の同意を得ている。</p>		<p>・行方不明事案が発生した場合、家族等が大牟田警察署へ行方不明届出を行えば、警察署が事務局となり、市役所(福祉課)・高齢者等SOSネットワーク関係団体(消防、郵便局、金融機関、公共交通機関等)へ情報発信するシステムが構築されている。</p> <p>その後、市役所(福祉課)を通して各情報配信先への情報発信が可能である。</p> <p>・市役所(生活安全室)が管理する「愛情ねっと」(認知症に特化していない、災害・防犯・その他さまざまな情報を配信するメール配信システム)を活用。なお、「愛情ねっと」ホームページが開設されており、過去に配信された情報全てが蓄積されている。(行方不明情報含む) また、大牟田市民以外も登録可。</p> <p>・行方不明発生時の捜索協力を目的とした、事前登録制の捜索ボランティアがいる。登録者の内訳は、民生委員・児童委員、介護関係事業所職員、市職員等である。</p> <p>・保護された際の身元確認につながる事業は実施していない</p>	<p><b>登録者数</b> (R2年度末)：530人  <b>配信件数</b> (R2年度)                      ・行方不明届：69件                      ・警察が市役所(福祉課)へ情報提供した件数：16件                      ・校区ネットワーク及び「愛情ねっと」配信件数：10件 (10件の内訳)                      警察が保護 5件                      捜索ボランティアが発見 5件</p> <p><b>愛情ねっと登録者</b>                      (R2年度)約14,000人</p> <p><b>捜索ボランティア登録者数</b>                      (R2年度)約300人</p> <p><b>R2年度決算</b>                      特別な予算措置はない。「愛情ねっと」のメール配信システムについても、職員が配信作業を行っているが、福祉課とは別の所管課事業のため決算額不明。</p>
<p>文京区</p>	<p><b>対象者</b>                      ・「ただいま!支援登録」事業の登録者                      登録の対象は、認知症の症状により行方不明になるおそれのある方</p> <p><b>申請者</b>                      本人・親族・後見人</p> <p><b>情報共有</b>                      ・事前登録情報は、区内警察署(4署)、地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)と共有している。                      ・登録時に個人情報の提供、メール配信等の同意を得ている。</p>		<p>・行方不明事案が発生した場合、家族等が警察署へ行方不明届出を提出後、SOSメールの利用を申し出る。その後、発見協力者へ一斉にメール配信し、協力者が発見した場合は、警察へ連絡する。</p> <p>・SOSメールの利用の受理・配信は委託事業者が実施し、システムの運用・管理も民間事業者へ委託している。</p> <p>SOSメールの配信受付は365日対応可能。但し、配信時間は8時~20時</p> <p>・発見協力者は、区外のだれでも登録可能</p> <p>・保護された際の身元確認につながる事業として「ただいま!支援登録」者に対して「おでかけ見守りシール」を送付。</p> <p>シールに、二次元コードが掲載されており、発見者のご家族等が伝言板を活用し、やりとりできるシステム。</p>	<p><b>登録者数</b>                      119人 (R2年度末)</p> <p><b>配信件数</b> (R2年度)                      3件                      ※メール配信後、発見協力者による保護した事案はなく、警察が保護。</p> <p><b>発見協力者 登録者数</b>                      745人</p> <p><b>R2年度決算</b>                      ・SOSメール配信業務 (警備会社へ委託) 50万円                      ・システムの運用・管理業務 (システム関連会社へ委託) 45万円</p>

区の見守りネットワーク施策に関する特徴と課題 (調整中)

	事業名	特徴	課題
1	区役所が行う対応 (資料5参照。)	庁内への行方不明者情報の提供	
2		東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」への行方不明者情報の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内各自治体や近隣県(千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、群馬県、茨城県)及び警視庁へ一斉に情報提供し、発見協力を呼び掛けている。</li> <li>サイトの閲覧は、都内自治体や近隣県及び警視庁に限られており、一般の方が閲覧できるものではない。</li> </ul>
3		世田谷区24時間安全安心パトロール	区内を24時間巡回するパトロールであり、パトロール中の警備員へ行方不明者情報を提供することで、早期発見へつなげるもの。
4	高齢者見守りステッカー (資料4 P.12参照。)	警察などに保護された際に、靴の中や衣類、杖などの身の回りの物に付けるステッカーの登録番号をもとに、24時間365日対応している高齢者安心コールを通じ、迅速に緊急連絡先に連絡できる。	利用者登録情報を世田谷区高齢福祉課のみで把握している。(警察署等、行方不明発生時に関わる関係機関等への事前共有は行っていない。)ただし、事前共有にあたっては、個人情報の取り扱いについて検討する必要がある。
5	せたがやはいかいSOSネットワーク (資料3参照。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOSメールを配信し、日常生活の中から早期発見を行う「メールSOSネットワーク」、発見→連絡→保護を行う「まちなかSOSネットワーク」の2つのネットワークで構成。</li> <li>「メールSOSネットワーク」の利用のためには、利用者登録が必要。また、「発見協力者」についても事前登録が必要である。</li> </ul>	利用者登録情報を社会福祉協議会のみで把握している。(警察署等、行方不明発生時に関わる関係機関等への事前共有は行っていない。)ただし、事前共有にあたっては、個人情報の取り扱いについて検討する必要がある。
6	大牟田市	資料8参照。	—
7	文京区	資料8参照。	—

**令和3年10月8日 令和3年度第1回**  
**(仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料10**  
**(令和3年8月30日 令和3年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会資料)**

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる自治体向け調査結果について（速報）

## 1. 調査概要

令和3年7月27日付で75自治体に対し、アンケート調査を依頼した。

回答：62自治体（回答率：82%）

## 2. 対象者

以下のいずれかを要件にしている自治体が大半である（いずれも事前登録が必要）

- ①見守りネットワーク、SOS ネットワーク等の登録者
- ②認知症の診断を受けている
- ③行方不明になる可能性のある方

※認知症以外の方も対象者にしている自治体

・5自治体

- ①障がい者手帳所持者
- ②認知症以外の理由により、行方不明になる可能性がある者で区市町村長が必要と認める人
- ③療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者
- ④次のいずれかに該当する人
  - ・身体障がい者手帳を所持する人
  - ・療育手帳を所持する人
  - ・精神保健福祉手帳を所持する人
- ⑤行方不明となる可能性のある障がい児・障がい者  
(療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人)

## 3. 事業予算

各自治体の人口動態、対象者の要件、加入者等により異なる。

- ・最大自治体：112,035千円（加入者1,977人）
- ・最小自治体：27千円（加入者12人）

## 4. 補償実績

- ・補償実績のある自治体：10自治体（回答のあった62自治体の16%）
- ・補償件数：延べ27件
- ・補償額：約2千円～605千円（平均 約100千円）



・補償状況の具体例

①給付金額：約2,000円

店舗内で商品を落としてしまい、弁償した。

②給付金額：15,932円

他人の所有する自転車を自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車に損傷を与えた。

③給付金額：138,632円

飲食店で食事中に座席を汚損した。

④給付金額：260,605円

車の左ドアミラー及び左ボンネットを誤って破損させた。

⑤給付金額：605,000円

トイレを紙でつまらせ、下の階まで汚水が漏水。階下のキッチン設備やトイレのクロス等が汚水で濡れて使用できなくなった。

5. 事業評価

・3自治体で事業加入者へアンケート調査を実施し、評価を行っている。

・各自治体が挙げている主な課題

① 周知方法（加入者が想定より少ない）。

② 損害賠償責任が発生しなかった場合の被害者救済方法。

③ 保険の対象要件から外れた場合（死亡、施設入所）の把握が困難。

④ 安価な民間保険の取り扱いが増えてきており、行政が事業実施する意義を検討する必要がある。

⑤ 事業の効果検証が困難である。

各自治体の認知症個人賠償責任保険事業調査結果一覧

令和3年10月8日時点

※本一覧は、令和3年7月27日調査により、各自治体から公表可能な情報として回答いただいたものであり、すべてを列挙しているものではない。なお、自治体名はA列でNo.に置き換えている。

No.	補償内容			対象者		実績	令和3年10月8日 令和3年度第1回 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11							
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準 (見守りネットワークシステム等を加入要件とする場合のみ)		利用者の費用負担	予算	決算	加入者 (各年度末) R3回答時点	補償実績	補償実績の具体的内容	導入経緯	課題
1	3億円まで	死亡・後遺障害につき50万円まで	被害者死亡時15万円	・はいはい高齢者等SOSネットワーク(見守りネットワーク)加入者 ・市内に住民票がある方	はいはいしている高齢者等及びはいはいの危険性がある者(地域包括支援センターや在宅介護支援センターが判断)	なし	・3,171千円(H29) ・4,149千円(H30) ・1,150千円(R1) ・1,360千円(R2) ・1,151千円(R3)	・2,976千円(H29) ・1,067千円(H30) ・876千円(R1) ・891千円(R2) ・51千円(R3.7月)	・259人(H29) ・329人(H30) ・338人(R1) ・355人(R2) ・353人(R3)	・賠償責任保険 2件	・H30年度 損害賠償額約10万円(自転車を押して外出中に、停車中の車に自転車がつぶつかり、車を傷つけてしまった。) ・R2年度 損害賠償額約2千円(店舗内で商品を落としてしまい、弁償した。)	①平成28年9月に行った宣言に対する取り組みへの充実の一環として、認知症の方とその家族向けの支援を行うために検討した。 ②市長が市の地域特性に配慮した施策を導入したいと考えていた。本市には鉄道が3路線8駅あり、踏切は32か所ある。交通利便性が高い反面、外出時の事故やけがに不安があった。 ③愛知県大府市の鉄道事故の事例を知り、認知症高齢者の不安を和らげられる施策はないかと考え、導入を決定した。	・事故が起きない限り、実績0が続くという事業の性質もあり、保険事業単体で成果を評価するのが難しい。 ・登録促進も大切であるが、どのように周知したらよいかということも検討課題。本事業のみが取り上げられて報道されると、「認知症の人ははいはいし、事故を起こす可能性がある」というネガティブな印象を広めてしまうことを懸念している。	・当事者や家族と直接話をする機会に「保険があることで安心につながった」と高評価をいただいた。
2	1億円まで	死亡・後遺障害につき50万円まで(積極的にPRせず)	被害者死亡時15万円(積極的にPRせず)	徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者で、市内在住の40歳以上で市税・保険料の納め忘れのない方	市内に住所を有し、又は市内の介護サービス施設事業所が提供する介護サービスを利用し、徘徊する恐れのある高齢者等。	なし	・100千円(H30) ・475千円(R1) ・332千円(R2) ・331千円(R3)	・15千円(H30) ・170千円(R1) ・219千円(R2) ・220千円(R3)	・47人(H30) ・94人(R1) ・119人(R2) ・112人(R3)	・賠償責任保険 1件	H30年10月賠償責任保険 1件 数十万円 他人の所有物を自分の物だと思い込み処分をしてしまった。	・愛知県大府市での列車接触事故を受けて、市内で開催された市長と市民が参加する懇談会において、市民から要望として声が上がった。 ・市民の声を受け、平成29年12月頃から市の内部で検討を開始、早急に予算化し、大和市の資料を参考に要領を作成。 ・平成30年2月議会で質問があり諮ったところ、賛成の声が多くPRとなり、3月に認知症総合支援会議に諮り承認を得た。 ・その後、地域の代理店と契約し、6月1日から事業実施している。	・人数が増えることにより、事務作業の量も増える。(事務作業:名簿管理、廃止者の把握、情報の更新など)書類様式の見直しなどを行い、市民の負担も職員の負担も削減につなげたいところである。	・申請時に家族やケアマネジャーから「安心できる」という話がある。 ・徘徊時の支援体制に理解があるため、すぐに家族やケアマネから連絡をもらえたり、警察等の連携につながっている。
3	1億円まで	なし	15万円	認知症高齢者等事前情報登録をされた方で希望する者	・認知症もしくは認知症の疑いのある方、又は障がい者手帳所持者。 ・行方不明になる可能性のある方。	なし	・200千円(H30) ・217千円(R1) ・1,474千円(R2) ・2,024千円(R3)	・36千円(H30) ・185千円(R1) ・109千円(R2)	・71人(H30) ・71人(R1) ・81人(R2) ・70人(R3.6末)	1件	不明	「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」第11条第4項「認知症により行方不明となり事故に遭った人又はその家族に対し必要な支援を行う」を具現化した事業として、平成30年度から開始した。	現在の保険の対象者が40歳以上となっているため、40歳未満の若年性認知症の方が保険に加入することができないことが課題である。	制度を歓迎し、保険に加入することで安心できるという声がある。
4	3億円まで	なし ※導入当初は傷害死亡・後遺障がい保険(最大825千円)があったが商品変更に伴い見直した。	なし	認知症等行方不明SOSネットワーク登録者	65歳以上で行方不明となる恐れのある方(在宅に限る)	なし	・345千円(H30) ・499千円(R1) ・499千円(R2) ・388千円(R3)	・187千円(H30) ・264千円(R1) ・275千円(R2)	・73人(H30) ・107人(R1) ・130人(R2) ・127人(R3)	なし	なし	認知症高齢者の介護を行う家族の心理的負担の軽減を図るため。	導入以後、事故発生件数が0件で推移しているため、加入者及びその家族に実感が無い。(あくまでも「お守り」がわり)	
5	3億円	なし	なし	市の「高齢者あんしん登録制度」に登録されている40歳以上の人のうち、以下の要件をすべて満たす人。 ①市の「高齢者あんしん登録制度」に登録されている40歳以上の方 ②市内に居住している方 ③本人が在宅生活されている方 ④要介護認定における認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa以上である方 ※施設等で生活している人は対象外。 施設等とは (1)介護保険サービスにおける施設サービスを利用する方及び居住系サービスを利用する方 ●施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設) ●居住系サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護) (2)医療法に規定する病院又は診療所に入院している方 (3)次のいずれかの社会福祉施設に入所している方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方 ②生活保護法に規定する介護施設及び更生施設に入所している方 ③老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方	民間保険の取り扱いが増えてきたことに伴い令和3年9月30日をもって事業終了。	なし	・2,917千円(H30) ・3,097千円(R1) ・640千円(R2) ・420千円(R3)	・1,372千円(H30) ・339千円(R1) ・430千円(R2)	・167人(H30) ・211人(R1) ・256人(R2) ・270人(R3)	賠償責任保険 1件	・令和2年8月13日賠償責任保険 26,510円 保険加入者が、エアコンの吹き出し口の向きを変えようとしたが、事故発生当時、エアコンのリモコンは施設側が管理しており、保険加入者が操作できる状態ではなかったため、エアコンの吹き出し口に棒を差し込んでしまい、破損させてしまった。	平成19年に大府市で発生した死亡事故で、その遺族がJR東海から賠償を求められた裁判を通じて、認知症の方が偶発的な事故で与えた法律上の損害賠償責任が、その家族にも及ぶ可能性が示されたため。	・一般財源のみ ・今後加入者数が増加の一途をたどることが予想されること	認知症の人の外出等に際して、他者に損害を与えても補償制度があるので安心して、その声を多く聞いている。
6	3億円まで	なし	なし	高齢者おかえりサポート事業登録者	住民票があり、居住している方で以下のいずれか該当する方。 ただし、施設等に入所している者を除く。 ・65歳以上で認知症または認知症の疑いのある者(職員による本人への聞き取り調査を実施し判定する) ・65歳未満で認知症状のある者 ・認知症以外の理由により、行方不明になる可能性がある者で町長が必要と認める方	なし	・60千円(H30) ・100千円(R1) ・91千円(R2) ・55千円(R3)	・12,670円(H30) ・31,010円(R1) ・35,710円(R2)	・11人(H30) ・16人(R1) ・21人(R2) ・20人(R3)	なし	なし	平成28年10月1日高齢者おかえりサポート事業がスタート。 認知症にやさしいまちづくりを進めていくうえで、登録者拡大のため、この事業に個人賠償責任保険をつけてはどうか、という意見があった。 平成29年度 予算作成時期に合わせ、先進地の情報収集。平成30年度当初予算に計上。 平成30年1月 保険会社ヒアリング 平成30年6月～先進地視察。保険会社との内容すり合わせ。 平成30年8月 幹部会にて事業についての承認 平成30年9月 関係機関(民生児童委員)説明会、高齢者おかえりサポート事業登録者向け説明会、保険会社と契約 平成30年10月 広報掲載、回覧、HP掲載	登録者の家族より、安心との声がかかれた。	
7	1億円	なし	15万円	次のいずれかにも当てはまる方 ・村に住所を有する方 ・在宅で居住している方 ・介護保険を申請しており、主治医意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方		なし	・178千円(R1) ・36千円(R2) ・36千円(R3)	・36千円(R1) ・36千円(R2)	・4人(R1) ・3人(R2) ・4人(R3)	なし	なし	認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故によって、法律上損害賠償責任を負うケースが増えているため、保健に加入することで認知症高齢者等及び家族が地域で安心して生活することができる環境を整備することができると考えたため、実施しました。	特になし	実際に現在は保険を利用した実績はないが、認知症を有する高齢者を抱える家族の安心につながっている。
8	最大1億円	なし	15万円	SOSネットワーク「あんしんねっと」登録者	・市内在住で40歳以上の方 ・認知症もしくは認知症の疑いがある方	なし	・100千円(R1) ・161千円(R2) ・100千円(R3)	・47千円(R1) ・115千円(R2)	・28人(R1) ・35人(R2) ・29人(R3)	なし	なし	平成30年度、新聞報道があった際、認知症の方が安心して住み慣れた地域で生活するための一助となる施策であったことから、SOSネットワークの協力団体である民間保険事業者と協議・検討を行い、十分な補償内容・保険料となったことから、実施に至った。	現在のところ補償実績もなく、特に課題はない。	事業開始後、見守りネットワークへの加入者数も増加しており、一定の評価をいただいているものと考えている。

令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者			実績			導入経緯	課題	住民の反応		
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準(見守りネットワークシステム等を加入要件とする場合のみ)	利用者の費用負担	予算	決算	加入者(各年度末)R3回答時点				補償実績	補償実績の具体的内容
9	1億円	なし	15万円	市の認知症SOSネットワーク事業実施要綱に定める事業の対象者	市内に住所を有する在宅の者で以下のいずれかあてはまる方 ・おおむね65歳以上の者で認知症状が認められる方 ・徘徊により行方不明になるおそれがある方 ・ほか、市長が特に必要があると認める方	なし	・60,000円(R1) ・97,900円(R2) ・35,600円(R3) 保険料のみ	・41,440円(R1) ・40,800円(R2) 保険料のみ	・22人(R1) ・23人(R2) ・21人(R3)	なし	なし	市の高齢者等見守りネットワーク事業者として協定締結している保険会社様より本事業(認知症保険)の紹介が当課にあり、事業実施を検討し、開始した。	認知症等で他人の財産に危害を与える高齢者を担当するケアマネージャーや支援者からは好評をいただいている。	
10	1億円	死亡・後遺障害につき100万円	被害者死亡時15万円	・見守りネットワーク事前登録者 ・在宅で生活している方	認知症と診断されている方	なし	・138千円(R1) ・138千円(R2) ・138千円(R3)	記入なし	・6人(R1) ・7人(R2) ・8人(R3)	なし	なし	愛知県大府市での事業内容を参考に、初期の認知症状を持つ方との関わりの窓口となれば良いと、導入を検討した。当課では、傷害保険の対象外となる70歳以上の高齢者が対象となる可能性が高いため、東京海上の認知症専用保険を採用した。	認知症を抱える方が住み続けていけるための地域づくり。住民の理解がもっと必要。	
11	上限1億円	なし	被害者死亡時15万円	市の認知症高齢者等見守りシール交付事業登録者のうち、40歳以上のもの	・65歳以上の者で、認知症等が原因で行方不明となる可能性のあるもの ・医師により若年性認知症と診断された者 ・その他市長が必要と認める者	なし	・54千円(R1) ・27千円(R2) ・27千円(R3)	・9千円(R1) ・17千円(R2) ・18千円(R3) (記入時点支払済額)	・7人(R1) ・11人(R2) ・12人(R3)	なし	なし	俳諧高齢者の鉄道での事故がクローズアップされ、市内でも事故が発生したため、議会での質問をうけ、実施に至った。	見守りシール事業加入が条件であるが、シール事業の周知が不足している。	対象に限られるので問い合わせ等は少ない。
12	5億円	なし	なし	・介護認定において認知症高齢者の日常生活自立度がIからMまでに該当すると判断された者 ・市の認知症高齢者等あんしん補償事業認知症チェックリストの項目に3つ以上該当する者 ・療養手帳を持つ者 ・精神障害者保健福祉手帳を持つ者		なし	・100千円(R1) ・200千円(R2) ・285千円(R3)	・60千円(R1) ・140千円(R2)	・50人(R1) ・85人(R2) ・78人(R3)	なし(いずれも賠償責任保険)	なし	認知症と疑われる人が、線路内に迷い込み電車と接触して死亡した。家族へ電車の遅延による賠償請求があり、裁判となったため。(この時は無効となった)		
13	2億円まで	死亡100万円 後遺障害42~100万円	被害者が市民の場合は被害者死亡・後遺障害につき最高3千万円、財物損壊につき最高10万円、被害者が市民以外の場合は最高10万円等。	認知症と診断された方(事前登録必要) ※給付金制度は、認知症と診断された方が起こした事故で被害に遭った全市民対象(事前登録不要)		なし ※GPS安心かけつけサービス利用の場合も、契約事務手数料(4,950円/台)と6回目までのサービス出動料金(6,600円/h、1回につき最大3hまで)は無料。月額利用料(2,200円/台)と7回目からのサービス出動料金は自己負担。	・111,028千円(R1) ・112,035千円(R2) ・96,672千円(R3)	・84,230千円(R1) ・85,712千円(R2)	・4,401人(R1) ・1,977人(R2) ・372人(R3) ※R3年度は6月時点	・賠1件、見2件(R1) ・賠6件、見3件(R2) ・賠1件(R3) ※R3年度は6月時点	・H31.4.25 見舞金15,932円(他人の所有する自転車を自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車に損傷を与えた) ・R1.5.16 賠償責任保険138,632円(飲食店で食事中に座席を汚損した) ・R2.3.7 賠償責任保険286,000円(水漏れをおこし、下の階の天井や壁紙に損傷を与えた)等	認知症は加齢に伴い多くの人がなりうる病気で、社会全体で支える必要があるとして、認知症の方やその家族が安心して安全に暮らしていけるよう、認知機能検診と認知機能精密検査による2段階方式の診断助成制度と、認知症の方が事故を起こした場合の見舞金・賠償責任保険による2階建ての事故救済制度を組み合わせたモデルを創設した。事故救済制度の実施については、認知症の方が死亡したJR東海の電車事故についての平成28年の最高裁判決後に、国が直ちに制度的な対応をするのが難しいとしたことも踏まえている。	課題については、市の認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会において検証中。	令和元年度の加入者アンケートにおいて、登録の気持ちの変化として、「事故にあうことや物を損傷することへの不安が和らいで、安心して外出できるようになった」との回答が41.8%あった。
14	3億円まで	なし	なし	認知症高齢者等SOSネットワーク登録者のうち、希望する者	本市に居住する徘徊又は徘徊のおそれのある認知症高齢者等	なし	・300千円(R1) ・300千円(R2) ・299千円(R3)	・176千円(R1) ・195千円(R2) ・202千円(R3)	・96人(R1) ・107人(R2) ・114人(R3)	なし	なし	認知症高齢者等SOSネットワーク登録の促進を図るとともに、事故等による家族の経済的負担の軽減を目的として実施に至った。	事業の周知	住民からの反応は把握していないが、事業所からはSOSネットワークへの加入促進につながる取組みであると伺っている。
15	1億円	なし	なし	以下のいずれにも該当する方 ・認知症高齢者等SOSネットワークの登録者 ・登録者の世帯全員に住民税の滞納がないこと	以下のいずれにも該当する方 ・市内に住所を有する40歳以上の方 ・認知症の症状があり、徘徊のおそれのある方 ・在宅で生活している方	なし	・150千円(R1) ・266千円(R2) ・243千円(R3)	・68千円(R1) ・108千円(R2)	・46人(R1) ・61人(R2) ・79人(R3)	なし	なし	大府市の認知症高齢者が電車を止めて裁判になったケースの報道など、認知症高齢者の事故への関心が高まる中、当市でも認知症高齢者は年々増えていくため、介護する家族の負担を軽減するために導入した。	認知症高齢者等SOSネットワーク登録者であることが条件となるため、登録していないと補償を受けることができないが、行方不明になり捜索するなどの案件が発生してから登録が大半である。そのため、未登録の状態でも損害賠償を問われるようなケースが出てくる心配がある。	広報やHPを見て電車を止める心配や損害賠償の心配から加入・登録の相談が増えた。
16	1事故につき1億円を限度	交通事故等によるケガで死亡した場合に50万円、後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて2万円~50万円補償	被害者死亡時15万円	・市の認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業事前登録者 「市内在住の認知症高齢者等で行方不明になる可能性のある者」 ・在宅であること	市内に居住する認知症高齢者等	なし	・138千円(R1) ・122千円(R2) ・120千円(R3)	・66千円(R1) ・92千円(R2)	・43人(R1) ・49人(R2) ・52人(R3.7.1時点)	なし	なし	認知症高齢者の増加が予測されると同時に行方不明時の怪我や第三者への損害賠償が問題になっており、認知症の人やその家族が安心して暮らせることが出来るための一つの方策として、実施に至った。	今後、市の認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業及び本事業の周知を十分に行っていくことが課題である。また、事業者の選定を一者随契約としているが、他社における保険も補償内容が充実してきていることから、今後見直しが必要となってくることも課題と捉えている。	認知症高齢者を介護する方や家族、ケアマネジャー等から、本事業を利用することで、万が一本人が事故に遭った場合に備えての準備ができ、安心につながっているとの声を頂くことがある。

令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者		利用者の費用負担	予算	決算	実績			導入経緯	課題	住民の反応
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準(見守りネットワークシステム等を加入要件とする場合のみ)				加入者(各年度末)R3回答時点	補償実績	補償実績の具体的内容			
17	1億円	なし	なし	見守りネットワーク等加入者のなかで、他の同様の保険に加入していないもの	徘徊等のおそれのある人で、次の各号のすべてに該当する者。 (1)市内に住所を有する者 (2)次のアからカのいずれかに該当する者 ア.65歳以上の者 イ.身体障がい者手帳を所持する者 ウ.療育手帳を所持する者 エ.精神保健福祉手帳を所持する者 オ.65歳未満の者であって、介護保険制度の要支援・要介護に該当する者 カ.その他市長が特に必要と認めたる者 (3)在宅で生活をしており、次のアからエに該当しない者 ア.介護保険法(19年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護を利用する者 イ.老人福祉法(S38年法律133号)に規定する養護老人ホームに入所している者 ウ.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(H17年法律123号)に規定する障がい者支援施設等に入所している者 エ.医療法(S23年法律第205号)に規定する病院又は診療所に入院中の者	なし	・600千円(R1) ・479千円(R2) ・800千円(R3)	・531千円(R1) ・479千円(R2) ・745千円(R3)	・303人(R1) ・359人(R2) ・333人(R3)	賠償責任保険1件	令和3年2月20日他人(別居中の娘)の車の左ドアミラー及び左ボンネットを誤って破損させた賠償責任保険 26万605円	平成30年度 認知症高齢者等の線路侵入による事故に対するの補償として検討をし、令和元年度に実施に至る。	被保険者による暴行等、保険金を支払われない場合を、事業利用者に周知する方法	無料で保険に加入できるためありがたい
18	1億円まで	なし	なし	市の認知症高齢者等あんしんネットワーク事業登録者	市内に居住する以下のいずれかに該当する者 ・65歳以上で認知症又はその疑いのある者 ・64歳以下で初老期認知症又はその疑いのある者	なし	・360千円(R1) ・593千円(R2) ・723千円(R3)	・353千円(R1) ・528千円(R2)	・268人(R1) ・330人(R2) ・337人(R3) ※R3年度は6月末時点	なし	・認知症の高齢者が増加傾向にあり、認知症の人やその家族の支援を強化する必要性が高まってきたため。	・申請時に診断書の添付やチェックリスト等による条件設定をしていないため、対象者が増加傾向にある。	・あんしんネットワークの登録者数が事業実施前と比べ倍増していることから、市民の関心が高まっていると思われる。	
19	1億円まで	なし	なし	市の行方不明高齢者等SOSネットワーク事前登録者	・65歳以上の高齢者で、認知症と診断された者又はその疑いがある者 ・若年性認知症と診断された者 ・その他市長が特に必要と認めたる者	なし	・200千円(R1) ・177千円(R2) ・239千円(R3)	・79,980円(R1) ・157,270円(R2)	・61人(R1) ・109人(R2) ・114人(R3)	なし		保険会社の選定方法		
20	3億円	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 ・見守りネットワーク等加入者 ・市内に住所のある40歳以上の方 ・認知症の診断を受けている方	以下に当てはまる方 ・徘徊のおそれがある、または徘徊により行方不明となった認知高齢者等 ・その他、市長が必要と認める方	なし	・291千円(R1) ・292千円(R2) ・323千円(R3)	・288844円(R1) ・285240円(R2)	・53人(R1) ・71人(R2) ・74人(R3)	3件	・令和2年4月23日 損害賠償額 68200円 入居施設の玄関ガラスを破損してしまった。 ・令和2年5月7日 損害賠償額 58850円 入居施設の窓ガラスを破損してしまった。 ・令和2年7～12月の間 損害賠償額 町内のポスターを破損してしまった。	認知症の高齢者の方が電車線路内に立ち入られた事件が報道されたり、議会で話題があがった背景があり、認知症高齢者の増加に伴うニーズも高まっているため、重要性・必要性が高いと判断し、本事業の実施に至った。	家族の方から「本事業があり、安心できる。」等の喜びのお声をいただいています。	
21	1億円まで	死亡・後遺障害につき50万円まで	被害者死亡時15万円	以下のすべてに当てはまる方 ・認知症高齢者等SOSネットワーク登録者 ・本市の住民基本台帳に記録され在宅で生活している者	本市に住所を有し、65歳以上の者又は介護保険法第19条第1項に規定する要介護者若しくは同条第2項に規定する要支援者と認定された者であって認知症により行方不明になるおそれがある者	なし	・150千円(R1) ・152千円(R2) ・152千円(R3)	・101千円(R1) ・101千円(R2) ・134千円(R3)	・58人(R1) ・52人(R2) ・50人(R3)	なし	認知症高齢者の鉄道事故の訴訟及び自治体の個人賠償責任保険導入に関する全国的な動きに注目していたところに、本市で認知症高齢者の鉄道死亡事故が起こった。同じ頃、保険会社から本保険の紹介があり既存のSOSネットワークに二次元コード付きのシールと個人賠償責任保険を追加実施に至った。	登録者、家族、市民への周知。実績がなく保険活用の例を示すことが難しい。保険会社としても新しい商品であるためかわかりやすいパンフレット等の提供を受けることができない。	既存のネットワークだけでは登録に踏み込めなかった方の登録に繋がるなどの反応があった。	
22	3億円まで	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 ・見守りネットワーク等加入者 ・在宅で生活している方	以下のすべてに当てはまる方 ・市内在住 ・認知症(診断されていなくても可)のため、行方不明になる可能性のある方	なし	・196千円(R1) ・362千円(R2) ・362千円(R3)	・101,920円(R1) ・決算処理中(R2) ・運用中(R3.8.1～)	・91人(R1) ・87人(R2) ・89人(R3)	なし	・認知症の人が引き起こす事故やトラブルが増えていたわけではないが、認知症の人の増加を見据え対策を講じる必要を感じていた。 ・大府市の事故を受け、地域でも関心が高まっていた。 ・地域の民生委員や、福祉委員から本市でも認知症の方の損害賠償事故が心配と声が上がった。 ・地域でも認知症について、対応方法の勉強や、見守りなどの取り組みについて協議を重ねていた時期でもあり、市議会からも保険制度を導入すべきとの声もあった。 ・本市では福祉施策に力を入れていることもあり、導入を検討し、令和元.8.1～開始となった。	・導入当初は線路内への立ち入りのみでは補償対象とならず、電車と接触し物理的な損壊がある場合に補償するという内容であった。しかし、電車を遅延させてしまったのみの場合も保険の対象にして欲しい、という意見が市民からもあり、R2.8.1～電車と接触しなくても線路内での立ち入りのみで遅延させてしまい損害賠償を請求された場合も対象となるよう変更した。 ・新規加入者について、導入直後は特に増えたが、その後は以前と同水準となっている。市民、地域、支援者への周知・啓発が今後必要。 ・対象者の毎月の加入・脱退事務手続き(市が行うこと)が煩雑。	・ケアマネ向け説明会で本人・家族の安心感につながるのと声があった。(主にケアマネから紹介を受け登録する方が多い。) ・県内で初導入のため、地元メディアへ取り上げていただき周知につながった。 ・導入以前はSOSシステムの新規登録者は月に5人程度増えたが、制度導入後はSOSシステムの登録者が15人ほどに増えた。	
23	1億円まで	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 ・認知症高齢者等見守りネットワーク登録者 ・在宅で生活している方	市内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに当てはまる方 ・65歳以上の高齢者で、認知症またはその疑いのある方 ・65歳未満の者で、若年性認知症またはその疑いのある方	なし	・270千円(R1) ・260千円(R2) ・260千円(R3)	・71,980円(R1) ・141,720円(R2)	・77人(R1) ・98人(R2) ・111人(R3)	2件(R1)	・令和2年2月 賠償責任保険 4,312円(他人の所有物を誤って破壊した) ・令和2年2月 賠償責任保険 51,000円(他人の所有物を誤って破壊した)	広域連合内の他市において、認知症高齢者等賠償責任保険事業を既に開始しており、本市も認知症高齢者等個人賠償責任保険を必要と考えたため、事業の実施に至った。	特になし	・「最近、高齢者が線路内に入ってしまい、列車事故に繋がったとよく聞かため、このような事業があると安心する」といった声を耳にする。 ・保険料は市で全額負担すると話すと「大変助かる」といった反応がある。
24	1億円まで	91万円	なし	以下の全てに該当する方 ・市の認知症高齢者等SOSネットワーク事業加入者 ・市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者 ・在宅生活をしている者	市内居住の方で、徘徊の可能性のある認知症高齢者等	1,000円/年(市が2,000円補助)	・109千円(R1) ・109千円(R2) ・109千円(R3)	・23千円(R1) ・31千円(R2)	・5人(R1) ・9人(R2) ・13人(R3)	なし	・大府市での事件を受け、市として将来の高齢者の増加を見据えつつ、なるべく在宅介護、地域での見守りを推進していくという方針のもと、介護者への負担を軽減し、心配を和らげるため、本事業を開始した。	・加入者数が伸び悩んでいる(予算は30名の見込み)。 ・更新作業や粘土途中での追加加入等の手続きが煩雑になる。	・住民の反応は不明。保険に加入するのは、安心感を得たいというニーズに対して十分に答えているものと感じる。	
25	2億円/3億円	なし	なし	次のいずれにも該当する方 ①市内に住所を有する40歳以上の在宅で生活する者 ②認知症である者又は認知症の疑いのある者 ③はいかい行動のある者		なし	・534千円(R1) ・130千円(R2) ・92千円(R3)	・279千円(R1) ・44千円(R2)	・7人(R1) ・26人(R2) ・30人(R3)	なし	大府市の事故を受け、認知症高齢者を介護する家族の不安・負担軽減のため(従前はGPSの貸与のみ)	対象者への周知	GPS探知機に対する問い合わせ・申請件数は増加傾向だが、保険に対する問い合わせ等は増えてはいない。	



令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者		利用者 費用負担	予算	決算	実績			補償実績の具 体的内容	令和3年10月8日 令和3年度第1回 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11		
	賠償 責任 保険	傷 害 保 険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準 (見守りネットワークシステム等を 加入要件とする場合のみ)				加入者 (各年度末) R3回答時点	補償 実績	導入経緯		課題	住民の反応	
26	1億円まで	なし	なし	市の「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」に登録されている方のうち希望者	以下のいずれかに当てはまる方 ・65歳以上で徘徊の恐れがある認知症高齢者(疑いを含む) ・65歳未満で若年性認知症と診断されている方	なし	・1,500千円(R1) ・1,313千円(R2) ・1,177千円(R3)	・588千円(R1) ・760千円(R2)	・269人(R1) ・275人(R2) ・330人(R3)	・R1:0件 ・R2:賠償責任保険1件 ・R3:0件	R2年12月3日賠償責任保険 84,700円 誤って他人の家の鍵を持ち帰ってしまった。鍵の工事代を損害賠償されたもの。	認知症高齢者の増加が見込まれる中、「認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業」を実施することで、保険の加入要件となる市の「認知症高齢者SOS緊急ダイヤル」の登録者を拡大させ、認知症の方やその家族が安心して暮らすことのできる環境を整えることを目的としている。	保険契約期間が一般会計年度を跨いでしまう(3月31日～3月31日)ため、事務上の手続きが煩雑になる。一般会計年度内で契約が出来ないか、検討中である。		
27	1億円(国内・国外)	なし	なし	町の「認知症高齢者等事前登録事業」に登録している者	・町内に居住している者 ・施設入所していない者 ・認知症もしくは行方不明になる可能性のある者	なし	・40千円(R1) ・49千円(R2) ・81千円(R3)	・34千円(R1) ・43千円(R2)	・22人(R1) ・30人(R2) ・33人(R3)	0件		全国的に家族が目を見失った間に、認知症高齢者が行方不明になり、事件・事故に巻き込まれることが増え、命を落としてしまうケースもあることから、認知症になっても住み慣れた町で暮らすことができるよう支援の一つとして実施を開始した。	住民への周知	何かあった時のため加入しておくことができるのは安心するといった反応がある。	
28	1億円まで	なし	なし	見守りSOSネットワーク登録者	市内に居住し、市の住民基本台帳法に記載されている認知症高齢者等で、行方不明になるおそれがある者。ただし、施設等に入所している者を除く。	なし	・100千円(R1) ・85千円(R2) ・162千円(R3)	・34千円(R1) ・63千円(R2)	・23人(R1) ・45人(R2) ・58人(R3)	なし		県内では平成30年に大府市をはじめ、7市町村がこの制度を開始している。本市では平成30年10月に高齢化率が25%を超え、徘徊高齢者や歩行中の事故も増加傾向にあった。既存事業を見直し、賠償保険の加入を市費で賄い、関係機関等との連携を強化し、「認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」として開始した。	登録者は事故発生時に保険会社へ連絡することとしているが、土日等の際、保険会社が市役所に証券番号や登録者の確認ができず、迅速な対応ができない。	登録を検討している認知症高齢者の家族からは、「ありがたい」、「安心できる」等の声があった。	
29	1億円まで	なし	なし	在宅で生活している方で、次のいずれかに該当する方 ①認知症高齢者日常生活自立度2以上の者 ②医療機関で認知症と診断された診断書等がある者 ③障害者手帳で若年性認知症の判定のある者 ④過去に徘徊で警察等の捜索実績のある者		なし	・120千円(R1) ・162千円(R2) ・211千円(R3)	・30千円(R1) ・97千円(R2)	・38人(R1) ・82人(R2) ・98人(R3)	なし		・大府市での事件を受けて、導入についての意見が会議で検討され、実施に至った。	・補償実績がないので、現時点でなし。	・申請時に市民から感謝されるのがよくある。	
30	3億円まで	死亡・後遺障害につき50万円まで	被害者死亡時15万円	市内の自宅に住んでいる下記の条件に当てはまる市民 ・40歳以上 ・市の徘徊高齢者等発見支援メール事業登録者 ・認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上	徘徊のおそれがある40歳以上の市民	なし	・268千円(R1) ・176千円(R2) ・220千円(R3)	・268千円(R1) ・176千円(R2)	・69人(R1) ・90人(R2)	なし		平成19年にJR東海の事故が発生し、その後の訴訟における判断などを踏まえ、平成29年度に神奈川県大和市が全国初で認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施。訴訟を通して社会的関心の高まりや、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や当該高齢者が関わる交通事故等の増加を背景に本市でも事業を実施する運びとなった。	行政が主体となるべきか検討が必要(導入補助への変更等)	本事業の対象者条件である市の徘徊高齢者等発見支援メール事業への登録が増えた。	
31	3億円	死亡:2万円 後遺障害:800～2万円	なし	・あんしん登録制度に事前登録している認知症高齢者および障がい児・障がい者 ※認知症高齢者は、日常生活自立度Ⅱ以上相当の者(13項目のチェックリストにより、3項目以上に該当する場合)	次の①・②を満たし③または④に該当する方 ①市内に住居票があり居住している方 ②在宅で生活している方 ③行方不明となる可能性のある認知症高齢者(若年性認知症を含む) ④行方不明となる可能性のある障がい児・障がい者(療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)	なし	・252千円(R1) ・64千円(R2) ・171千円(R3)	・12千円(R1) ・43千円(R2)	・8人(R1) ・17人(R2) ・18人(R3)	なし		議会の一般質問	あんしん登録者、保険加入者ともに見込みより少ないため、広報やケアマネの研修、認知症に関する出前講座の場を活用し、広く制度を周知できるよう工夫が必要。	電話や来庁による問い合わせ	
32	3億円まで	なし	なし	「認知症高齢者探索機器貸与サービス」(GPS機能付き専用端末の貸し出しサービス※委託先:ホームネット株式会社)に付帯。 「認知症高齢者探索機器貸与サービス」利用対象者認知症により道に迷うことがある方を在宅で介護している親族 ※「認知症の方」には65歳以上高齢者のほか、40～64歳で介護保険認定を受けている方も含む。 ※事業の対象者は本人ではなく、介護をする親族。		なし ※認知症高齢者探索事業の利用料金のみ。保険付帯開始時に利用者負担の上乗せはしていない。	認知症高齢者探索事業と保険で予算を分けていない。	認知症高齢者探索事業 ・95人(R1) ・102人(R2) ・114人(R3)	なし			認知症高齢者探索事業の受託者から「傷害保険の基本保障」(自身の死亡等を補償)と「個人賠償責任危険補償特約」(他人への賠償責任をカバー)を探索事業に付帯できると情報提供を受けたが、事業単価が増えること及び個人の死亡等に係る傷害保険を公費で持つことが課題となり一度見送った。その後、受託者より「個人賠償責任危険補償特約」のみを探索事業に付帯できるようになったとの情報提供を受け実施に至った。	制度内容の問い合わせが数件		
33	3億円まで	なし	なし	以下の全てに当てはまる方 ・介護認定で要支援1以上 ・認知症による徘徊行動がある ・在宅で生活をしている(施設等に入所していない)		なし	・621千円(R1) ・388千円(R2) ・276千円(R3)	・235千円(R1) ・80千円(R2)	・16人(R1) ・64人(R2) ・87人(R3)	なし		2018年(平成30年)6月の区長選での現区長の公約だったことから検討を開始した。	・想定した対象者数に比して、加入者数が少ない。 ・施設入所など、サービスの廃止要件に該当した場合に、家族等から届が出ないと把握が難しい。	・特に目立った反応はない。	
34	5億円まで	なし	15万円	①65歳以上の区民で、認知症により徘徊の恐れがある人、又は②40歳以上65歳未満の区民で、若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人 ※いずれも迎えに行くことができる介護人等がいる人に限る	「認知症高齢者等おかえりサポート事業」の登録者のみ保険への加入が可能。	なし	・640千円(R2) ・490千円(R3)	・272千円(R2)	・136人(R2) ・154人(R3)	なし		認知症高齢者の家族への賠償責任について、家族が「監督義務者に準じる立場」として責任を負う場合がある。認知症の高齢者を介護する家族に高額な賠償が起きる可能性があることへの精神的負担を軽減するため、本事業を開始。			
35	3億円	なし	なし	在宅で生活している方		220円(税込)	・1,264千円(R2) ・1,374千円(R3)	・1,224,960円(R2)	・66人(R2) ・69人(R3)	0件		本市は、保険付帯のGPS端末貸出事業を実施しております。以前使用していた端末機が高齢者に使用しづらいことから検討を重ね、日常生活賠償保険が付帯されていることもあり、令和2年度から現在の業者に変更を行いました。		GPS端末機の申請者が増加している。(保険と直接関係があるかは不明)	
36	1億円	なし	被害者死亡時15万円	・在宅で生活 ・認知症の診断またはⅡa以上 ・市民であること ・市税等の滞納がないこと ・見守りネットワーク等加入者	・認知症により徘徊のおそれのある者	なし	・53千円(R2) ・68千円(R3)	・53千円(R2) ・68千円(R3)	・13人(R2) ・15人(R3)	0件		認知症が身近な病気となり、安心して生活するために保険が必要と考えたから。		ネットワーク登録者が増えた	
37	1億円まで ※示談交渉サービス付き	なし	なし	市の認知症高齢者等見守り登録事業に登録している者のうち、市内に居住し、在宅で生活する者であり、市長が必要と認める者。	市の住民基本台帳に記載されている者のうち、原則として市内に居住し、自力で外出することが可能で行方不明になるおそれがある認知症高齢者等又はその他市長が特に必要と認める者。	なし	・180,000円(R2) ・81,000円(R3)	・49,200円(R2)	・44人(R2) ・32人(R3) 年度内脱退者含む	なし		大府市鉄道事故の最高裁判決から認知症の人及びその家族に対する高額賠償のリスクが懸念されるようになった。また、令和元年6月の認知症施策推進大綱で掲げられた、地域共生という基本的考え方に則り、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加の支援施策の推進として、事業開始した。	・認知症高齢者等見守り登録事業と連携して、保険事業の登録者増加を図る必要がある。 ・加入促進のため、わかりやすく利用しやすい事業内容、制度に整備していくとともに、周知強化を図る必要がある。	安心との意見をいただいている。	

令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者		実績	実績			令和3年10月8日 令和3年度第1回 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11				
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準 (見守りネットワークシステム等を 加入要件とする場合のみ)		利用者の 費用負担	予算	決算	加入者 (各年度末) R3回答時点	補償 実績	補償実績の具体的 内容	導入経緯	課題
38	1億円	なし	なし	見守りネットワークの加入者	・町内在住(居住)している者 ・在宅生活者 ・介護1以上かつ認知症自立度Ⅱa以上	なし	・150千円(R2) ・150千円(R3)	・15千円 (R2)	・13人(R2) ・12人(R3)	なし			対象者は多数いると思うが、加入実績に結びついていない。周知は居宅介護支援事業所へ協力依頼をする他、広報紙への掲載も行っているが思ったほどの加入者増にならない。	高齢者の各種団体(老人クラブ・退職者団体連合会等)からは高く評価されている。
39	1億円まで	なし	なし	徘徊高齢者等事前登録事業に登録しているのうち運転免許証を所持しておらず、同種の保険に加入していない人 ※運転免許証及び同種の保険の加入の有無は自己申告	市内で在宅で生活している認知症により行方不明となるおそれのある人 ※認知症については、診断の有無等はなし	なし	・203千円(R2) ・128千円(R3)	・18千円 (R2)	・20人(R2) ・21人(R3)	なし		新聞記事で他自治体における本事業の運用が紹介されており、事前登録事業の開始を検討していたため併せて実施した。	①事業利用者の終了の把握…死亡、転出、入所等により事業の対象外となるが、申請者等から連絡がないと把握が難しい。 ②利用条件の必要性…すでに事前登録事業により対象者が限定されているが、さらに対象者を限定する必要があるのか疑問	
40	1億円まで ※示談交渉サービス付き	なし	なし	町の「徘徊高齢者等見守り台帳」に登録している方	・在宅で生活をしている65歳以上の者で、認知症等により徘徊の恐れのある方 ・在宅で生活をしている40歳から64歳以下の若年性認知症と診断を受けた方	なし	・9,000円(R2) ・18,000円(R3)	・6,330円 (R2)	・6人(R2) ・5人(R3)	なし				
41	1億円	なし	なし	見守りシール利用者のうち希望者 ※「見守りシール」…衣服等に貼付する二次元コード付のシールであり、二次元コードの読み取りによって家族等へ連絡を取ることができる。	見守りシールの対象者は、本市の住民基本台帳に登録されている認知症高齢者(若年性認知症の者も含む)であって、認知症の症状により行方不明になったことがある者。ただし、施設入所者等は除く。	なし	・194千円(R2) ・292千円(R3)	・76千円 (R2)	・95人(R2) ・117人(R3)	なし		認知症の人およびその家族が地域で安心して生活できる環境整備並びに保険加入の要件とする見守りシールの利用促進のため。	・加入者の増加に伴う保険料の増加 ・事業の効果検証	加入者の家族にアンケートを取ったところ、精神的負担の軽減に繋がったとの回答が得られた。
42	1億円	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 ・認知症見守りステッカーを登録している方 ・市内在住の在宅で生活をしている方 ※「認知症見守りステッカー」…登録をした方に、暗闇で光り「●●市 000(番号)」と印字されたシールを配布。	市内に居住し、市の住民基本台帳に登録されている者で、外出中に行方不明のおそれのある者、かつ次のいずれかに該当する者 ①認知症高齢者又は認知症の疑いのある者 ②若年性認知症者又は若年性認知症の疑いのある者 ③在宅で生活をしている者 ※介護保険サービスにおける施設サービス利用者、病院又は診療所入院者、養護老人ホーム入所者を除く。	なし	・1,000千円(R2) ・843千円(R3)	・139千円 (R2)	・148人(R2) ・188人(R3) ※年度途中で廃止した者を含む	なし		大府市の鉄道事故における裁判が社会問題となり、全国的に自治体が賠償責任保険へ加入する動きが広まったことから、本市においても認知症施策を推進するため、本事業の実施に至った。	・施設に入所したり行方不明のおそれがなくなった等、保険の対象外となった方を把握すること(死亡と市外への転出に関しては市で把握することが可能)。 ・登録にあたっては、地域包括支援センターの職員が面談することで、登録の可否を決定しているが、対象の人数が多くなった場合に、対応ができるかどうか課題。 ・認知症見守りステッカーを含めた市民への周知が難しい。	「今後、認知症になるかもしれないので登録をしてもいいか」というように、現在はまだ認知症の症状のない方が、今後のために加入しておきたいという問い合わせがあった。
43	1億円	なし	なし	市の認知症みまもりのわSOSネットワーク事業に登録している方で、在宅で生活している方	・市の住民 ・認知症の症状があり、外出時に行方不明となるおそれのある方	なし	・285千円(R2) ・285千円(R3)	・35千円 (R2)	・30人(R2) ・33人(R3)	なし		大府市の鉄道事故における裁判が社会問題となり、全国的に自治体が賠償責任保険へ加入する動きが広まったことから、本市においても認知症施策を推進するため、本事業の実施に至った。	・施設に入所したり行方不明のおそれがなくなった等、保険の対象外となった方を把握すること(死亡と市外への転出に関しては市で把握することが可能)。 ・登録にあたっては、地域包括支援センターの職員が面談することで、登録の可否を決定しているが、対象の人数が多くなった場合に、対応ができるかどうか課題。 ・認知症見守りステッカーを含めた市民への周知が難しい。	「今後、認知症になるかもしれないので登録をしてもいいか」というように、現在はまだ認知症の症状のない方が、今後のために加入しておきたいという問い合わせがあった。
44	最大1億円	なし	なし	以下全てを満たすもの(住基確認行う) ・見つかつつながるネットワーク登録者 ・市内在住(施設除く) ・認知症である診断書の提出又は介護認定調査時の主治医意見書の自立度がⅡa以上であるもの。 (いずれにも該当しない場合は認知症チェックリストで一定以上チェックがついたもの)	市内在住の認知症による徘徊のおそれのある高齢者等(若年性認知症者を含む。)及び障害者 住基の確認は行わない	なし	・442,500円(R2) ・619,500円(R3)	・227,480円 (R2)	・167人(R2) ・181人(R3)	0件		保険の加入は個人で行うものであると考え、事業は行っていないかった。しかし、以前から議会で導入を求められていたこと、近隣市の導入状況から実施することとなった。	・本人が責任無能力者(民713)なら監督義務者が責任を負うただし義務者に過失が無ければ賠償責任は負わない(民714) この場合損害賠償責任が発生しないので保険の支払いはない。よって被害者は救済されないこと。 ・加入者が自治体であるので、それぞれに保険証書などが通知されない為、市で加入状態などを整理しており手間がかかる。 ・市で加入を忘れていたなど問題発生時に、訴訟問題とならないか不安がある。 ・高齢化から事業費の拡大が続くこと。	好意的な反応が多く(無料で加入できるので当然だが)、保険は不要である意見は現在のところ聞いている。
45	3億円	なし	なし	見守りネットワーク登録者のうち、市内居住で40歳以上の者。 医療機関に入院していない、介護保険の施設サービスを利用していない者。 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の者または認知症の診断を受けている者。	市内居住の認知症高齢者等。 見守りネットワーク加入は年齢要件なし。	なし	・400千円(R2) ・396千円(R3)	・396千円 (R2)	・86人(R2) ・89人(R3)	なし		R1年度に市へ本事業の要望が出され、近隣市も同事業を実施していたため。		保険加入検討者が見守りネットワーク加入登録のきっかけとなった方が複数いた。
46	1億円	なし	なし	以下のいずれにも該当する人 ・市の認知症高齢者等見守りネットワーク加入者 ・市の住民基本台帳に登録されている人 ・認知症の人あるいは認知症の疑いがある人	市内に居住している人のうち、以下のいずれかに該当する人 ・65歳以上の在宅で生活し、認知症等により外出中に道に迷うおそれのある人 ・在宅で生活している65歳以上の要介護状態の人	なし	・284千円(R2) ・379千円(R3)	・255千円 (R2)	・184人(R2) ・199人(R3) 8/2時点	なし		市内における認知症の人が年々増加傾向にあり、行方不明になる事案が増加していることから、認知症を「我が事」として捉える市民が増えている。本人だけでなくその家族等の精神的・経済的負担を軽減する必要があることから導入した。	保険料の清算方法を確定精算不要の特約をセットにするか否かの検討が必要。(R1は確定精算不要の特約をセットにしたが、R2に更新契約がされなかった(別の保険会社で落ち)ため、出納閉鎖後に確定精算が必要になる旨連絡があり、現在保険会社と調整中である。)	安心の声が届いている。
47	1億円	なし	なし	以下の全てに該当する者 ・町内に居住し、本町の住民記録台帳に登録されている者 ・在宅生活をしている者 ・要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症自立度かつ日常生活自立度の判定が一定以上であり、認知症等により行方不明になるおそれがある者		なし	・200千円(R2) ・293千円(R3)	・82千円 (R2)	・57人(R2) ・62人(R3)	0件		高齢化の進展に伴い、認知症は誰もが罹患する可能性があり、在宅で暮らす認知症の方が増えていく中で、認知症高齢者による事故リスクを地域社会で分担することが在宅生活継続支援策につながるかと考えたため。	個人賠償責任保険事業を開始してまだ間もない段階だが、保険加入が必要な対象者がまだいると考えられるため、加入を必要としている人への支援として、対象となる人への周知や、認知症高齢者と普段から接している介護従事者と連携して加入へつなげていくことが課題。	認知症を抱えながら在宅で生活していくことは、色々と不安や心配なことが多いが、認知症保険に加入したことで、在宅で生活していくうえでの安心材料の一つとなった。

令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者		実績	導入経緯	課題	住民の反応					
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準(見守りネットワークシステム等を加入要件とする場合のみ)					利用者の費用負担	予算	決算	加入者(各年度末)R3回答時点	補償実績
48	1億円	なし	なし	以下のすべてに該当する者 ・見守りネットワーク事業登録者 ・介護保険負担割合が1割又は2割 ・同等の個人賠償責任保険に加入していない	市内に居住する徘徊のおそれのある認知症高齢者、若年性認知症の者等	なし	・797千円(R2) ・810千円(R3)	・530千円(R2)	・343人(R2) ・315人(R3)	0件		大府市の列車事故による社会的ニーズ増加のため。	徘徊の可能性がなくなったケースの効果的な確認方法	特になし。
49	1億円	死亡・後遺障害につき100万円まで	なし	徘徊高齢者等事前登録制度に登録があり、在宅であり、行方不明になったことがあり、日常生活において常時注意が必要であり以下の要件に該当する者 ・介護認定における主治医意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa・Ⅲb・Ⅳ・Mに該当し、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がJ1・J2・A1・A2に該当する者 ・介護認定における認定調査の「徘徊」「外出して戻れない」のどちらかの項目において、「ある」ときどきある」のいずれかに該当する者		なし	・200千円(R2) ・100千円(R3)	・98千円(R2) ・81千円(R3)	・30人(R2) ・30人(R3)	・0件(R2) ・0件(R3)		認知症の方及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため		徘徊高齢者等事前登録制度登録者に個別通知したところ、約4割の人が加入した。
50	1億円	50万円	15万円	・おかえりSOSネットワーク加入者 ・在宅で生活している方 ・介護認定の主治医意見書において、認知症の診断がある方	・65歳以上の高齢者 ・徘徊の心配のある高齢者(H26年開始時は65歳以上高齢者。R2年要綱改正で、40歳以上若年性認知症および疑いのある者を追加)	なし	・829千円(R2) ・551千円(R3)	・482千円(R2)	・165人(R2) ・185人(R3)	0件		H20年から認知症サポーターの積極的養成、H26年から見守りネットワークシステムの開始。高齢者の見守り声掛け訓練の実施など認知症施策を推進してきているが、行方不明になる認知症高齢者等が後を絶たない実態があるなかで、市が保険に加入し、第3者への補償も考慮する点で市長の強い思いもあり、R元年に先進自治体への視察を行ったうえで当事業の開始に至った。	保険加入したことを忘れてしまい施設入所される等して「在宅で生活している方」の条件に非該当となった場合に、現在は自己申告の形となっているので、加入したままになるリスクがある。	直接市民からご意見という形ではないが、福祉関係者の方々からの良い反応は多く寄せられている。
51	1億円(国内・国外)	死亡:50万円 後遺障害:2万円~50万円(障害の程度により)	被害者死亡時:15万円	以下のすべてに当てはまる方 ・QRコード付き見守りシールの登録者 ・市内で在宅で生活している40歳以上の方 ・認知症の診断が確認できる方又は認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡa以上の方		なし 市が全額負担(1990円/1人・年間)	・678千円(R2) ・299千円(R3)	・76,070円(R2)	・52人(R2) ・53人(R3) 数値は累計加入者(新規から脱退者を除いた数)	0件		2007年に愛知県で認知症の高齢者男性が電車にはねられて亡くなり、鉄道会社が遺族へ高額な賠償請求を求めた動きが広がっていた。また、他市で認知症の方が他人の所有する自転車自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車で損傷を与えたことに認知症事故救済制度から見舞金が支給されるという事例等もあった。本市で賠償請求の事例等は起こっていなかったが、認知症高齢者の行方不明等の事案が発生していたため、他自治体の事例等を参考に検討を行い、今後の超高齢化社会の進展を見据え、実施することとなった。	本市における認知症高齢者数の推計値に比べ、加入者数が伸び悩んでおり、継続的な周知、普及啓発が必要。 また、保険料は、加入者ごとの加入期間によって算出されるため、施設入所等で加入対象外となった際に、速やかな中止届の提出がなければ不要な保険料の支払いが発生してしまう。しかし、施設入所から数か月後の提出や、年度末の通知によって施設入所等が発覚することがあるため、加入対象者から外れた際の速やかな中止届の提出を徹底させることも必要。	利用者の家族からは、本人がいつ交通事故等にあってもおかしくない状況のため、このような保険があると助かるという意見をいただいている。
52	1億円	死亡・後遺症2~50万円	15万円	・市の認知症高齢者等事前登録書兼台帳に登録された、認知症高齢者等のうち、満40歳以上の者	・認知症である者又は認知症の疑いのある者であって、行け不明になるおそれのある65歳以上の者。 ・上記に準ずる者として市長が特に認める者。	なし	・180千円(R2) ・180千円(R3) (1,990円×90人)	・113,870円(R2) (加入期間R2.9.1~R3.4.30) (R3:R3.4.30~R4.4.30)	・82人(R2) ・85人(R3)	0件		認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備の一環として、認知症高齢者等が第三者に損害を生じさせたことにより、賠償責任を負う場合に備え実施することとした。		認知症高齢者等事前登録書兼台帳に登録を進めやすくなり、登録者が増えた。
53	1億円	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 (1)市内に住所を有し「はいかいSOSネットワーク事業」に登録した方 (2)本人、同一世帯の世帯員が市税等の滞納をしていない方 (3)同様の補償がある保険に加入していない方	市内に住所を有する者及び市内のはいかい高齢者等が入所する施設の入所者で、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の者で、はいかいするおそれのある方 ・その他市長が特に必要と認める方	なし	・当初予算なし?(R2) ・記入なし(R3)	・68千円(R2)	・66人(R2) ・75人(R3)	0件		認知症の方を対象にした損害賠償保険の助成制度を実施する自治体が増えていることを背景に、制度導入について市議会で一般質問があったことを契機に導入検討を開始した。 認知症の方やその家族が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに効果があると判断し事業実施を決定した。	本市の見守りネットワーク事業であるはいかいSOSネットワークへの未加入者の登録促進	事業開始後、はいかいSOSネットワークへの新規登録が開始前よりも増加傾向にあるため、登録の動機付けに寄与していると考えられる。
54	2億円	なし	・認知症の本人または監督義務者が責任を負わない事故で、事故の相手方が市民の場合、死亡後遺障害につき上限3000万円 ・認知症の本人または監督義務者が責任を負わない事故で、事故の相手方が市民以外の場合、死亡につき15万円	認知症の診断を受けている市民		なし	・29,495千円(R2) ・39,592千円(R3)	・11,370,091円(R2)	・1,118件(R3年3月末)	2件	・リースで借りているベッドを破損した。 ・入所施設にて入居個室の壁紙、下駄箱を破損した。	本市市議会にて、「公費による賠償責任保険契約などを盛り込んだ認知症に関する実効性のある条例を制定すべき」との意見あり。 翌年、認知症に関する条例の制定に関すること、事故救済制度の創設に関すること及びその他、認知症施策に関することを協議事項とする市の「認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関する懇談会」を設置し、有識者の意見を聴取した。また、本市における認知症の人の事故の予防と救済に関する施策の推進に活用するため、「事故の予防と救済に関する専門部会」を設置。R2年度施行実施を別途に本事業につき検討した。	加入者数の伸びが少ない点。 今後の周知活動について課題と捉えている。	
55	1億円	なし	なし	市に住民票がある方で、以下3つの条件を満たす方 ①市の「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」の登録者、 ②在宅生活者(※1)、 ③日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身が外出可能な方(※2) (※1)以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として保険に加入できない ①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する方 ・施設サービス=介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 ・居住系サービス=認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービス付高齢者住宅棟の一部 ②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院入所している①に準ずる方 (※2)介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」	市内に居住し、認知症その他の疾患により認知機能が低下し、行方不明になるおそれがある方	なし	・2,328千円(R2) ・1,905千円(R3)	・691千円(R2)	・565人(R2) (延べ637人) ・658人(R3) (延べ745人)	0件		・月1回の医療・介護関係者が委員を務める認知症施策推進会議による1年間の検討を経て制度実施に至った。	・個人賠償責任保険が地域支援事業の国庫負担等の対象になっておらず、市の一般財源により賄われている。 ・施設入所、死亡などの制度登録要件のタイムリーな確認が困難。 ・年度末の更新時、意向確認書類を郵送するが、高齢者のみの世帯も多く、意向確認がスムーズにいかない。	・制度開始6カ月後に実施した加入者本人・家族等へのアンケートの結果によると、加入することで、特に家族・支援者の安心感が増え、コロナ禍にも関わらず、約6割の方の外出頻度が増加・維持されており、本人の社会参加に寄与している。

令和3年10月8日 令和3年度第1回  
 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11

No.	補償内容			対象者			実績	実績			令和3年10月8日 令和3年度第1回 (仮称)セーフティーネットについて検討する部会 資料11			
	賠償責任保険	傷害保険	見舞金	対象者	見守りネットワーク等登録基準 (見守りネットワークシステム等を 加入要件とする場合のみ)	利用者の 費用負担		予算	決算	加入者 (各年度末) R3回答時点	補償 実績	補償実績の具体的 内容	導入経緯	課題
56	3億円	(死亡) 3万円	なし	・見守りネットワーク等加入者 ・市内に住所があり居住している	・市内に住所があり居住する徘徊高齢者	なし	・9.9千円(R2) ・118千円(R3)	・32,900円 (R2)	・26人(R2) ・31人(R3)	0件		・先進地の情報を参考にした。 ・見守りネットワークの登録者を増やしたかった。	実績がないため、補償の対象ケースについての説明が十分にできない。一般的な保険の説明になりがち。	・見守りネットワーク登録者が増えた。 ・「安心につながる」という言葉がきけた。
57	1億円	なし	なし	・見守りネットワーク加入者	以下のすべてに当てはまる方 ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者 ・認知症高齢者等	なし	・486千円(R2) ・486千円(R3)	・82千円 (R2)	・103人(R2) ・91人(R3)	0件		本市においても認知症者数が増加しており、対策が求められる。既存事業の縮小に伴い、代替策として本事業を実施するに至る。	・利用者数の伸びが乏しい ・長期入所、転出等で対象とならなくなった方の把握に苦勞する(連絡のない方が多いため)	本事業に関する問い合わせは増えている
58	1億円	なし	なし	以下のすべてに当てはまる方 ・見守りネットワーク等加入者 ・在宅で生活している方	市内に住所を有する認知症高齢者等	なし	・4千円(R2) ・33千円(R3)	・4千円(R2)	・10人(R2) ・15人(R3)	0件		平成30年に市議会議員から一般質問にて、保険導入に向けた提言があり、その後、平成30年度～令和元年度担当課にて他県・他市の事業の調査・導入に向けた研究を行い、令和2年度から事業を開始しています。	認知症であることを隠している当事者の方やその家族の方への事業利用のアプローチが難しいと感じています。	自己負担なく、補償に入れ、何かあった時の備えが出来たことで安心したという声が増えたと伺っております。
59	最大1億円 (1事故あたり)	なし	なし	市の高齢者等SOSおかえりネットワークに登録している方のうち市内に住所があり、在宅生活している方	市内に居住する見守りが必要な方 (認知症の方や行方不明になるおそれのある方)	登録料 500 円/年 ※住民税非課 税世帯の場合 は無料	・136千円(R2) ・136千円(R3)	・84千円 (R2)	・25人(R2) ・42人(R3) 保険の始期による	0件		愛知県大府市での認知症高齢者の鉄道事故による損害賠償請求やその判決などを契機として、認知症高齢者やその家族の生活上の不安や万一の際の経済的負担を軽減するための当該保険事業に取り組む自治体が全国的にも広がりを見せる中で、少子高齢化が進み、認知症高齢者等も年々増加傾向にある本市においても、他市の取り組み状況等を参考にしながら本事業の実施に至ったところである。	・本市では、「高齢者等SOSおかえりネットワーク」への登録を、保険加入(事前登録)の条件としており、当該ネットワークへの登録を行ってもらう地域包括支援センターとの連携が不可欠となっている。 ・登録費(対象者の属する世帯が住民税非課税の場合を除く)を徴収することもあり、対象者の異動等(死亡、転居(出)、施設入所等)の適切な把握が必要である。	・協力事業所等により見守りを行う市の「高齢者等SOSおかえりネットワーク」の周知や登録促進により、認知症高齢者等の安全確保に努めていたところだが、本事業の実施により、万一の場合の不安解消にも繋がることで、結果的にネットワークへの登録者数も徐々に増加している。
60	1億円	なし	なし	次の①～④のすべてに当てはまる方 ①市の認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方(見守りネットワーク等加入者)、②市内に住民票を有する方、③在宅で生活している方、④認知症の方・または疑いがある方	市内居住で、以下のすべてに当てはまる方 ・65歳以上の高齢者で、認知症により徘徊のおそれのある方 ・若年性認知症により徘徊のおそれのある方	なし	105千円(R3)		53人	0件		認知症の人と家族が安心して地域で生活するため、徘徊に対する本人及び介護する家族の賠償責任への不安と精神的負担を軽減する必要性を感じ、また、事業実施に係る要望もあったため、本事業を実施することとした。		・踏切内立入りで電車を止める可能性を心配していたが、事故発生時に備えられるのは安心。 ・本人加入の保険に個人賠償責任補償を追加していたが、高齢で更新が出来なくなり悩んでいた。市で加入してもらえるのであれば、ありがたい。 ・見守りネットワーク事業に未登録の住民が個人賠償責任保険申請に必要ならと併せて登録申請をされた。
61	1億円	50万円	なし	以下の全てに当てはまる ・本市民である。 ・本市行方不明ダイヤル登録者。 ・認知症の診断を受けている者。 ・在宅で生活している者。	特になし (本市行方不明ダイヤル＝見守りネットワーク)	なし	693千円(R3)	693千円 (R3)	81人	0件		・認知症の人と家族の会より、要望があり、平成30年度より検討を開始。 ・令和2年に市議からも要望があり、令和3年度より、新規事業として実施した。	・今後の加入者数にもよるが、増えなかった場合の周知方法を検討している。	・「不測の事態が起きた時の補償があるのは安心できる」 ・「認知症の人に同意を得る必要はないし、家族の意向で申請させてほしい。」
62	2億円	なし	なし	以下の全てに当てはまる方 ・本市民 ・在宅 ・40歳以上		なし	200千円(R3)		49人	0件		・過去他県であった、認知症高齢者による線路内立ち入り事故による賠償を踏まえ、市民が認知症になったとしても本市に住み続けられるよう、安心できる取り組みを実施するため。	認知症を証明する書類として①診断書②処方箋(お薬手帳)③認知症検診の結果、のいずれかの写しとしているが、服薬をしておらず、認知症検診も対象外で受診できない場合は、①の提出となるため、加入希望者に金銭的負担がでしてしまうこと。	・無料なら入りたい。 ・どうい時の事故が対象が知りたい。 ・ありがたい。
63	3億円	なし	なし	以下のすべてを満たす方 ①町の「認知症高齢者等見守り台帳」に登録されている40歳以上の方 ②在宅生活をしている方(在宅扱いとなる施設入所の方も含む) ③要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上である方	以下のすべてを満たす方 ①町内に住民票があり居住している方 ②認知症もしくは認知症の疑いのある方 ③自力で外出することができ行方不明になる可能性がある方	なし	・72千円(R1) ・99千円(R2) ・99千円(R3)	・14,800円 (R1) ・34,670円 (R2)	・13人(R1) ・21人(R2) ・19人(R3)	なし		町議会の一般質問より提案あったため		



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる課題について

1、各自治体が挙げている主な課題

- ①周知方法（加入者が想定より少ない）。
- ②損害賠償責任が発生しなかった場合の被害者救済方法。
- ③保険の対象要件から外れた場合（死亡、施設入所）の把握が困難。
- ④安価な民間保険の取り扱いが増えてきており、行政が事業実施する意義を検討する必要がある。
- ⑤事業の効果検証が困難である。

2、各自治体が挙げている主な課題以外に、調査結果を受けて区が考える課題（調整中）

各自治体により、対象者、補償内容、保険料が異なっており（以下の①～④）  
公平な制度設計についての課題がある。

- ①対象者に認知症以外の方も対象としている自治体がある。（5自治体）  
（精神障害者、知的障害者、障がい児の方も事故等の可能性が考えられるため、対象者に含めている）
- ②本事業の加入は、全ての自治体が事前申込制としている。  
（但し、見舞金については、2自治体が事故の相手方を事前申込不要としている）
- ③補償内容は賠償責任保険・傷害保険・見舞金の3種類があり、賠償責任保険だけの自治体から3種類全てを設定している自治体など、補償内容及び上限額の設定が異なる。（※8月30日令和3年度第1回認知症施策評価委員会報告時より1自治体が追加され63自治体として掲載）

■賠償責任保険のみ1種類	: 40自治体（63.5%）
■賠償責任保険・傷害保険の2種類	: 5自治体（8.0%）
■賠償責任保険・見舞金の2種類	: 8自治体（12.7%）
■賠償責任保険・傷害保険・見舞金の3種類	: 10自治体（15.8%）
・賠償保険	: 最大1億円～5億円
・傷害保険（死亡・後遺障害の等級による）	: 最大800円～100万円
・見舞金	: 最大10万円～3,000万円
- ④利用者に負担金を徴収している自治体がある。

■保険の負担金	
・年間1,000円 ・月220円（2自治体）	
・登録料、年500円（1自治体）	
■保険に付帯する行方不明時の捜索サービスの利用料	
・月額2,200円と7回目以降の出動料金の実費（6回目までは無料）（1自治体）	
・利用料金（詳細額不明）（1自治体）	